

られあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり

盛岡市地域福祉計画

盛 岡 市

はじめに

社会経済状況の変化や少子高齢化・核家族化が急速に進み、また、価値観が多様化する中で、家庭や地域でのつながりの希薄化が進み、家庭内暴力、虐待、ひきこもり等が新たな社会問題となっています。

また、社会福祉基礎構造改革により福祉サービスが措置制度から利用者がサービスを選択する利用制度へ変更されるなど社会福祉制度も大きく変化してきております。

このような状況を踏まえ、本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、「自助、共助、公助」を基本に市民、事業者、行政の協働のもとに、人と人との支え合う福祉コミュニティの実現を目指し「盛岡市地域福祉計画」を策定しました。

「盛岡市地域福祉計画」では、「ふれあい、ささえあい、心をつなぐまちづくり」を基本理念とし、また、三つの基本目標として、「人と人との支えあいにより、安心して暮らせるまち」、「福祉サービスが利用しやすいまち」、「みんなが地域活動に参加するまち」を掲げています。

この計画の推進にあたっては、行政はもとより事業者、市民一人ひとりの主体的参加が必要となります。市民、事業者、行政がそれぞれの役割を担い、協働して共に支え合う地域社会を築き、地域福祉を推進してまいりたいと存じます。

この計画の策定にあたり、御協力をいただきました「盛岡市地域福祉計画策定懇談会」委員の皆様をはじめ、アンケート調査やワークショップ、パブリックコメントに御協力いただきました市民、関係団体、関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成17年3月

盛岡市長 谷 藤 裕 明

目 次

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	3

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口構造等	5
2 地域福祉を支える各種団体等	20
3 地域福祉計画の推進にあたっての課題	27

第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念	35
2 基本目標	35
3 施策の体系	36

第2部 各論

第1章 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち

1 福祉教育の推進	37
2 生活環境の整備	37
3 人材・事業の育成	39

第2章 福祉サービスが利用しやすいまち

1 福祉サービスの基盤整備	41
2 サービス利用を支援するシステムの構築	42
3 情報提供体制の整備	44

第3章 みんなが地域活動に参加するまち

1 ボランティア・NPO・事業者との協働	47
2 地域活動の推進	48

第4章 計画の推進

1 市民、事業者、行政の協働による計画の推進	51
2 社会福祉協議会との連携による計画の推進	52
3 計画の評価	52

資料編

1 市民アンケート調査結果	53
2 ワークショップの開催結果	74
3 盛岡市地域福祉計画策定懇談会設置要領	76
4 策定懇談会委員名簿	77
5 策定経過	78
6 関係法令	79
7 用語解説	81

第 1 部
総 論

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、我が国は社会経済状況の変化や少子高齢化が急速に進み、かつての家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど地域社会は変容し、家庭内暴力、虐待、ひきこもり等が新たな社会問題となっています。

国は、このような社会環境の変化を踏まえ、社会福祉基礎構造改革のため、社会保障に関するさまざまな制度改正を行い、平成12年度には介護保険制度が創設されました。平成12年6月には「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」により、福祉サービスの措置制度から利用者がサービスを選択する利用制度への変更が定められ、平成15年度から支援費制度が施行されました。これにより、社会福祉事業法も一部改正され、名称も社会福祉法に変更されました。

また、改正された社会福祉法において、今後の社会福祉の基本理念のひとつとして「地域福祉の推進」（第4条）を掲げ、地域福祉を推進する主体を「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者」と定めています。また、地域福祉の推進の目的を、だれもが地域社会を構成する一員として生活できるとともに、あらゆる分野の活動に参加できるようにすることとしています。

さらに、平成15年4月1日から施行された第107条において、「市町村地域福祉計画」を策定するときの措置等について規定が設けられました。

本市においては、これまで高齢者、障害者、児童、健康などの部門ごとに計画を策定し、関連事業を計画的に推進することにより一定の成果を上げてきました。また、地区福祉推進会やコミュニティ推進地区が中心となり、地域ぐるみの福祉推進活動に取り組んできました。しかしながら、新たな社会問題への対応も含め、複雑・多様化する市民の需要に的確に対応するためには、地域という同じ生活環境の中での福祉が一体となった総合的な施策の展開（地域福祉の推進）が必要となります。

また、その具体的推進に際しては、多様な主体の参入を念頭に置きつつ、これらニーズの正確な把握や利用者の権利の保障、総合的な地域ケアシステムなどを目指し、住民や事業者、関係機関、団体等へ働きかけるとともに、限りある資源の有効活用策、不足している資源、サービスの創出などについても調整を図っていくことが必要となっています。

これらのことを踏まえながら、地域福祉をより一層推進するため、「盛岡市地域福祉計画」を策定するものです。

【社会福祉法から抜粋】

【地域福祉の推進】

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

【市町村地域福祉計画】

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 計画の目的

すべての市民が、住み慣れた地域で、障害のある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳をもって、家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができる地域社会の形成が求められています。

この盛岡市地域福祉計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、事業者（社会福祉を目的とする事業を経営する者）、行政の協働のもとに、自助、共助、公助が相まって、いきいきとして安心して暮らせる、人と人との支え合う*福祉コミュニティを実現することを目的として策定するものです。

*福祉コミュニティ

地域で援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で通常の生活を送ることができるように、地域住民が自発的に援助を行う相互に結び合った地域社会。

3 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

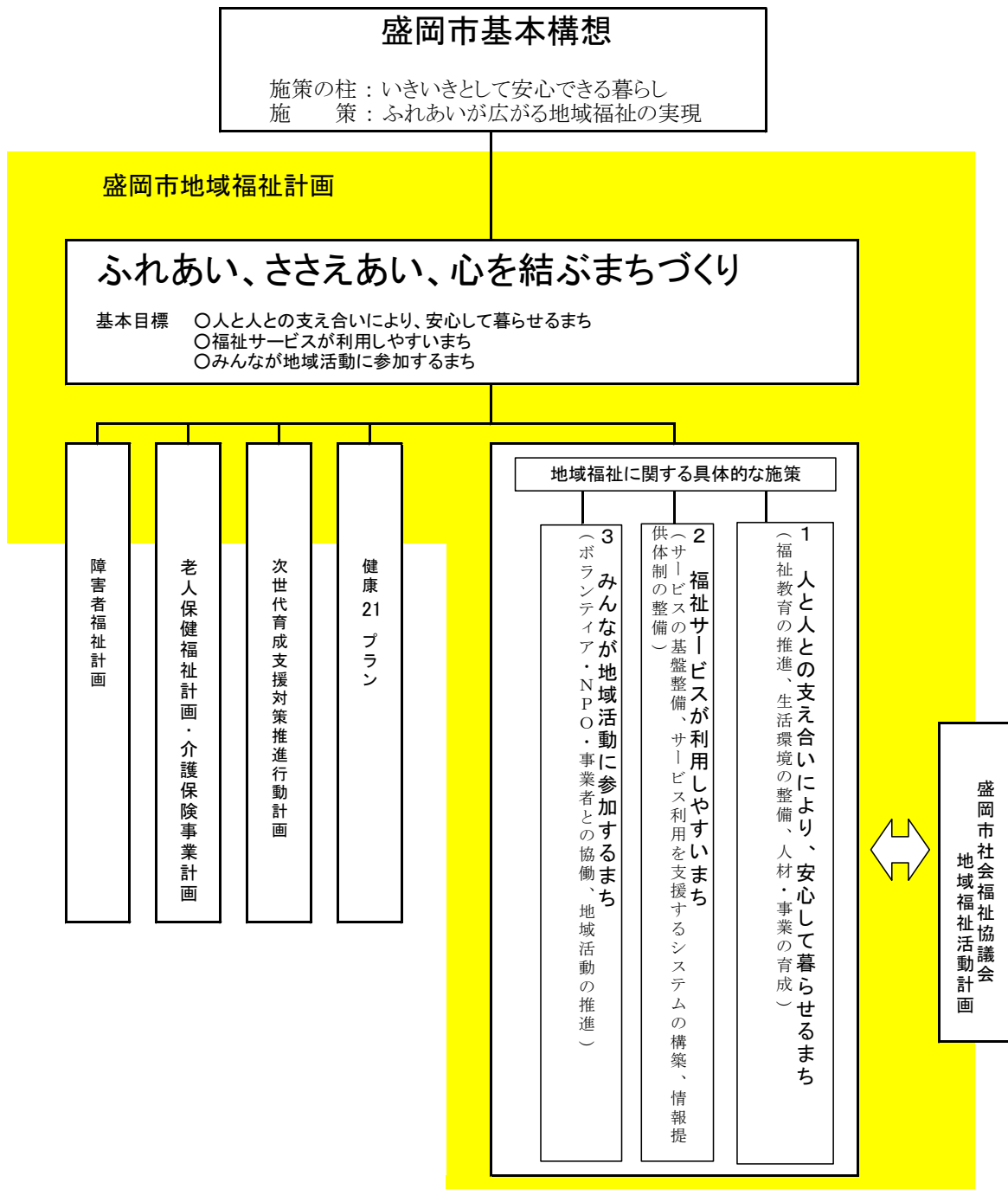
平成 17 年度を初年度とする盛岡市基本構想における地域福祉分野「ふれあいが広がる地域福祉の実現」を推進するための基本計画としての性格を持ちます。

また、社会福祉法第 107 条（平成 15 年 4 月 1 日施行）に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。

(2) 他の個別計画との関係

本市には、「盛岡市障害者福祉計画」、「盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」、「もりおか健康21プラン」など、障害者、高齢者、児童といった対象ごとの施策に関する個別の計画があり、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各個別計画に基づいて推進していきます。一方、本地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念とします。

また、盛岡市社会福祉協議会が策定予定の「地域福祉活動計画」と連携しながら計画を推進していきます。



4 計画の期間

平成17年度から平成26年度までの10ヵ年計画とし、中間年度（平成21年度）に見直しを行います。

第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口構造等

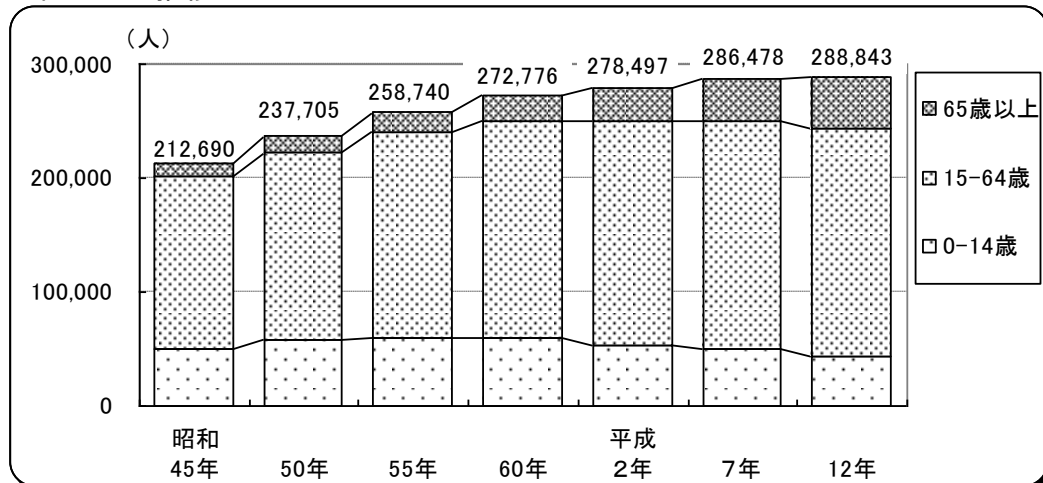
(1) 盛岡市の人口の推移

■人口の推移

昭和 45 年から平成 12 年までの人口推移を見ると、増加の傾向が続いています。しかし、最も増加数が多かった昭和 45 年から昭和 50 年の増加数 25,015 人と平成 7 年から平成 12 年の増加数の 2,365 人とを比較すると人口増加数が大幅に少なくなってきました。

また、総人口の年齢 3 区分の割合を見ると、昭和 60 年までは 0～14 歳の児童の割合は 20%以上で、65 歳以上の高齢者の割合は 10%以下でしたが、平成 12 年には高齢者の割合が 0～14 歳の児童の割合を上回り、少子高齢化が進行しています。

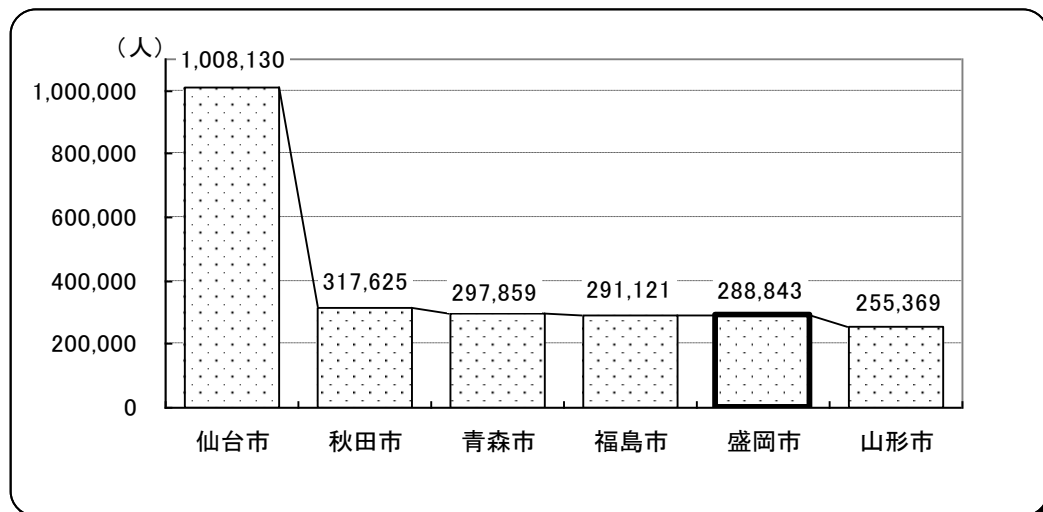
■総人口の推移



資料: 国勢調査

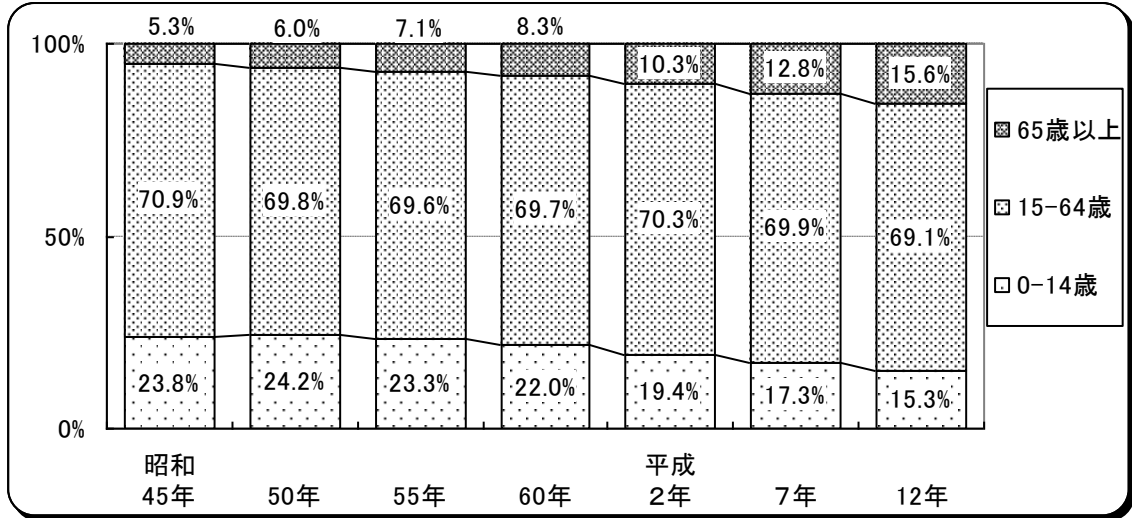
(平成2年以前の数値は、旧盛岡市と旧都南村の数値を合算した組替え数値になっています。)

■県庁所在都市との比較



資料: 平成 12 年国勢調査

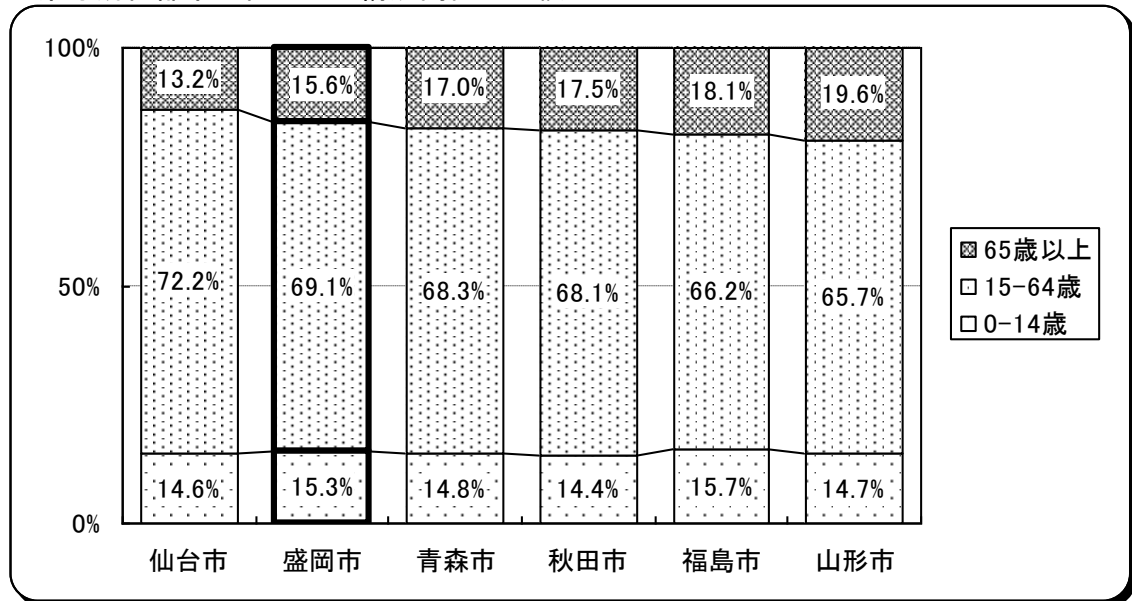
■総人口の構成割合の推移(盛岡市)



資料: 国勢調査

(平成2年以前の数値は、旧盛岡市と旧都南村の数値を合算した組替え数値になっています。)

■県庁所在都市の総人口の構成割合の比較



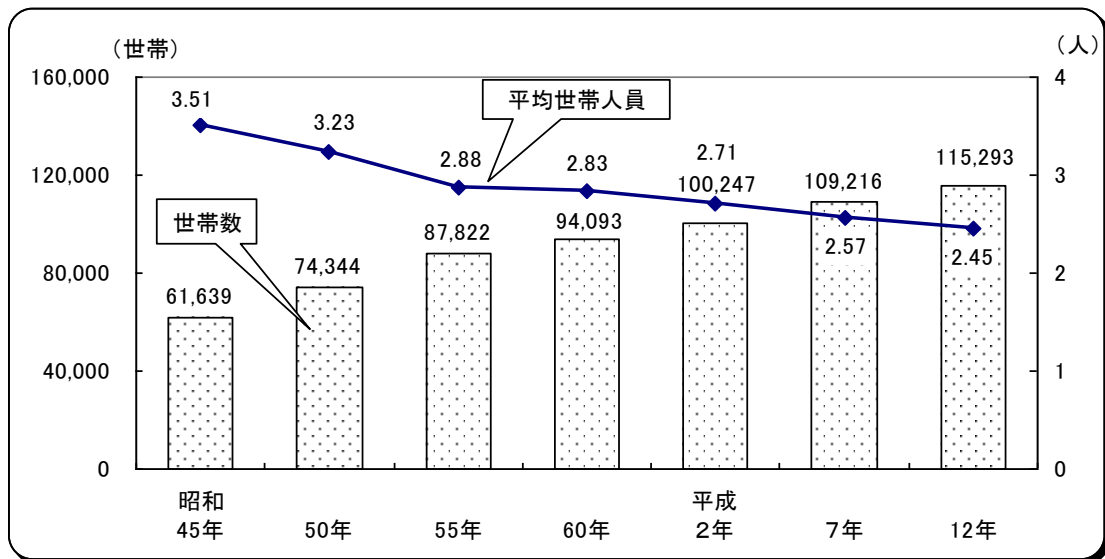
資料: 平成12年国勢調査

(2) 世帯構造の状況

■世帯数及び平均世帯人員の推移

世帯数は年々増加を続けています。しかし、平均世帯人員は、昭和45年の3.51人をピークに減少が続いており、平成12年には2.45人と昭和45年と比較して約1人の減少となっています。一般世帯の家族類型別割合の推移と平均世帯人員を比較して見ると、単独世帯や夫婦だけの世帯の増加が平均世帯人員の減少原因と考えられます。

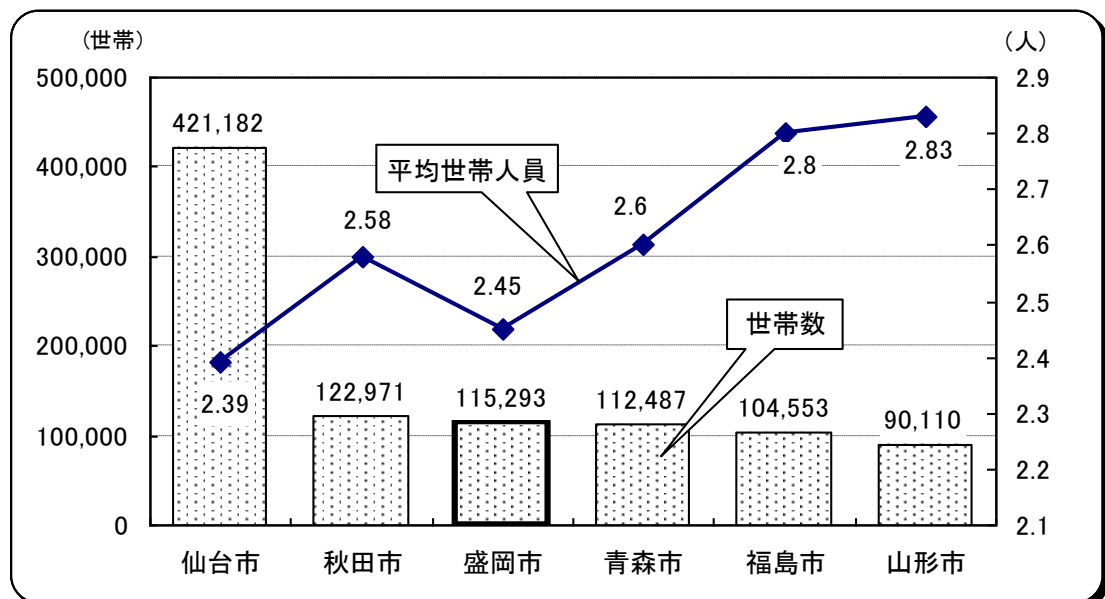
■世帯数及び平均世帯人員の推移



資料: 国勢調査

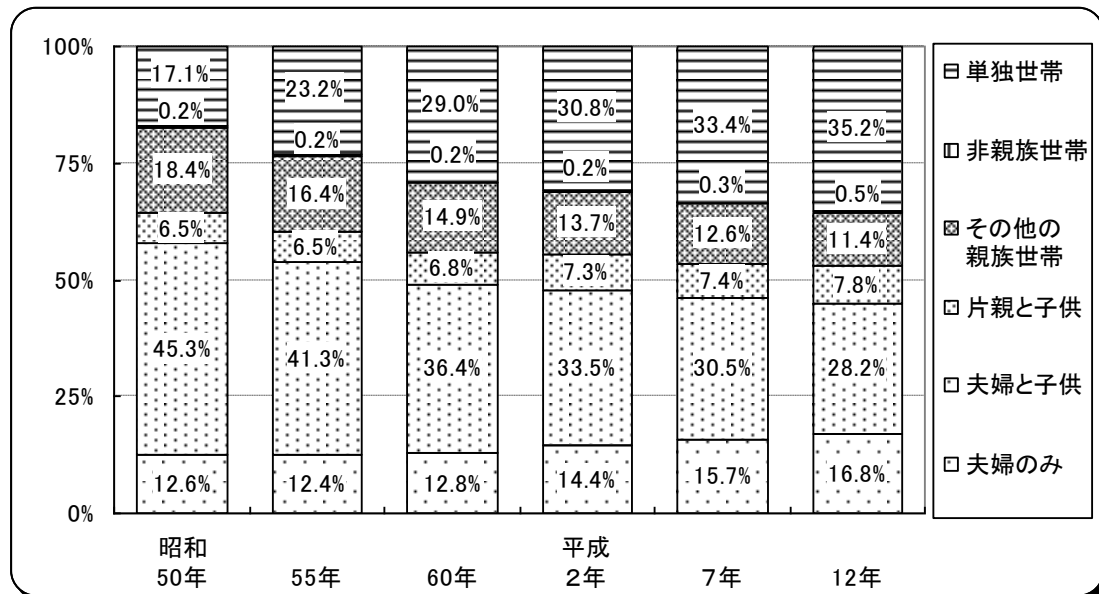
(平成2年以前の数値は、旧盛岡市と旧都南村の数値を合算した組替え数値になっています。)

■県庁所在都市との比較



資料: 平成12年国勢調査

■一般世帯の家族類型別割合の推移



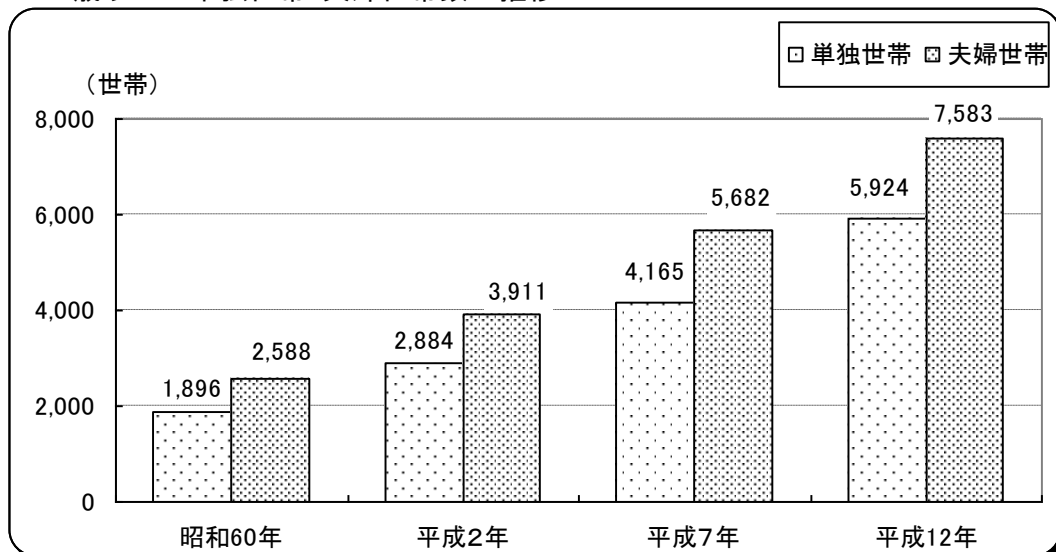
資料：国勢調査

(平成2年以前の数値は、旧盛岡市と旧都南村の数値を合算した組替え数値になっています。)

■65歳以上の単独世帯・夫婦世帯数の推移

65歳以上の単独世帯推移を見ると、昭和60年から平成2年は約1.5倍、平成2年から平成7年、平成7年から平成12年は1.4倍と増加しています。また、65歳以上夫婦世帯も同様に昭和60年から平成2年は約1.5倍、平成2年から平成7年、平成7年から平成12年は1.4倍と増加しています。

■65歳以上の単独世帯・夫婦世帯数の推移



資料：国勢調査

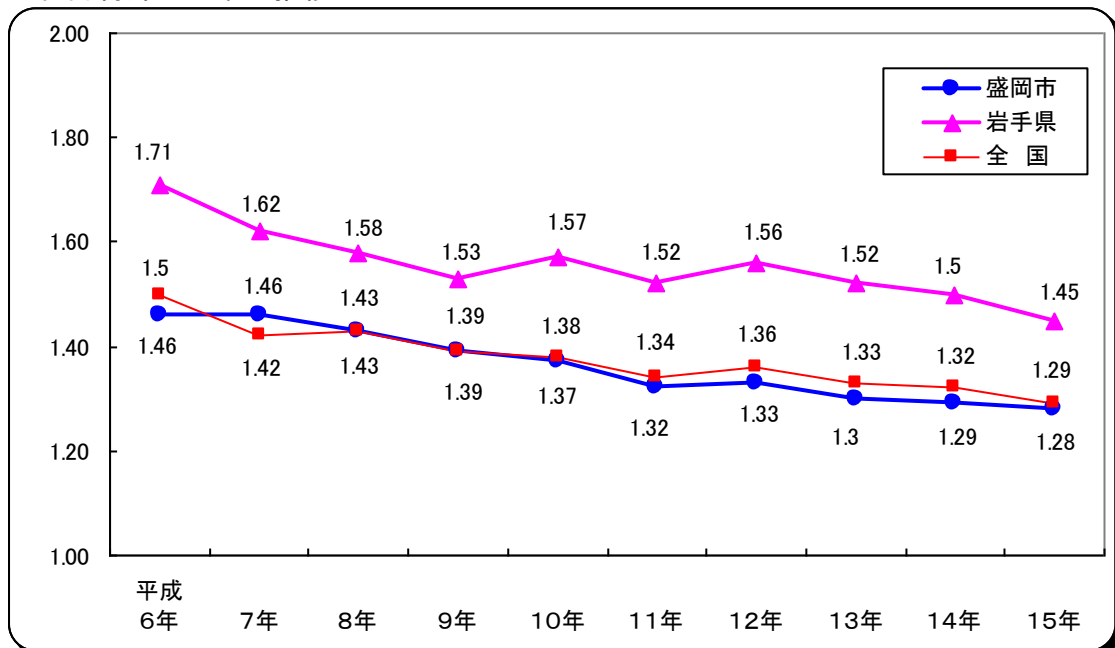
(平成2年以前の数値は、旧盛岡市と旧都南村の数値を合算した組替え数値になっています。)

(3) 少子高齢化の状況

■合計特殊出生率の推移

ひとりの女性が生涯に生む子どもの数を表す合計特殊出生率を見ると、本市は岩手県平均の出生率を常に下回り、ほぼ全国平均と同じ割合で推移していましたが、平成11年以降は全国平均を下回って推移しており、人口を維持するのに必要とされる2.08を大きく下回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料: 岩手県保健福祉部、厚生労働省

【合計特殊出生率】

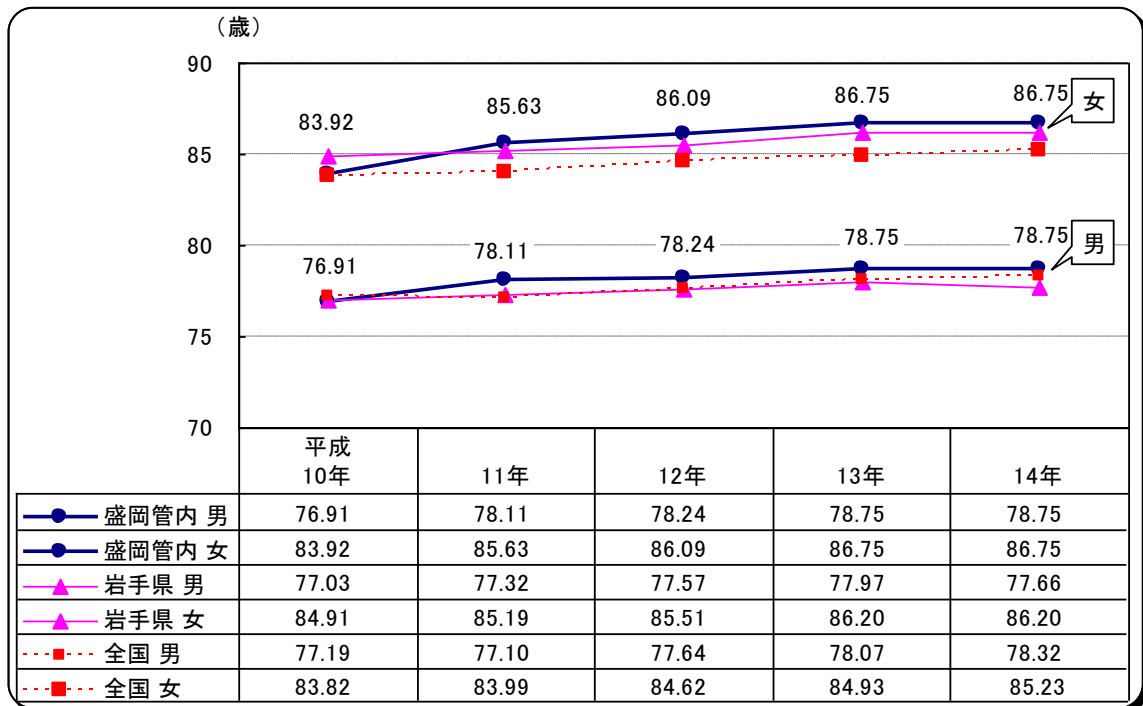
15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、ひとりの女性が生涯に生む子どもの数を表します。

■平均寿命の推移

盛岡保健所管内の男性の平均寿命は、平成10年では全国平均及び岩手県平均を下回っていましたが、平成11年以降は全国平均及び岩手県平均を上回っています。

女性の平均寿命は、平成10年では全国平均を上回っているものの岩手県平均を下回っていましたが、平成11年以降は全国平均及び岩手県平均を上回っており、全国平均と比較すると1歳以上も上回っています。

■平均寿命の推移



資料:盛岡保健所

盛岡保健所管内:盛岡市、岩手郡(雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、安代町、滝沢村、松尾村、玉山村)

紫波郡(紫波町、矢巾町)

(4) 保健福祉対象者の状況

① 高齢者の状況

我が国では、他の先進国に例を見ない早さで高齢化が進み、高齢者人口及び高齢化率は、平均寿命の伸長や低い出生率を反映して今後も上昇し続け、平成26年には、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会が到来するものと見込まれています。

こうした中、本市における高齢化率は、平成9年の住民基本台帳では13.6%でしたが平成15年の住民基本台帳では16.9%に達しています。

平成9年と平成15年の前期高齢者と後期高齢者の増加数を比較すると前期高齢者は3,708人の増加でしたが後期高齢者は5,938人と後期高齢者の増加が多くなっています。

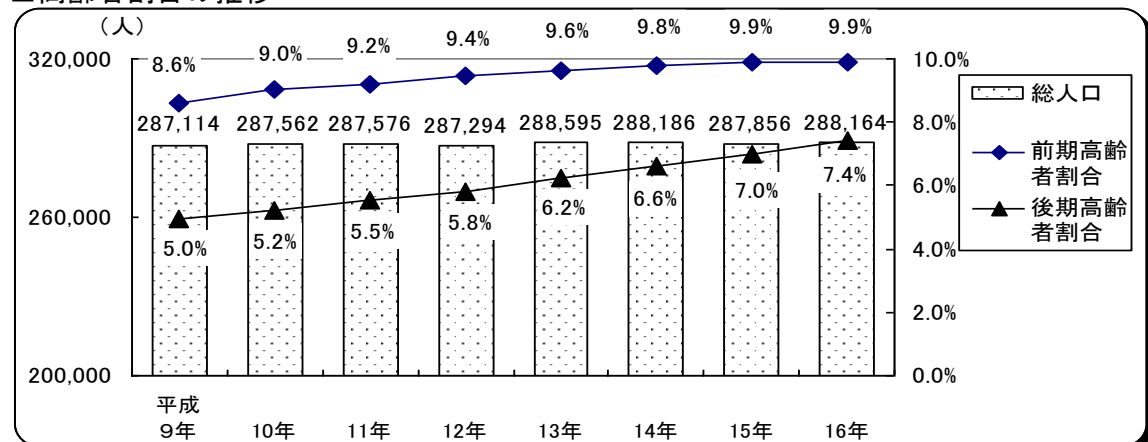
市では、増加している高齢者の福祉に関する多様な相談に的確に応じるため、老人福祉相談員を配置しているほか、在宅介護支援センターとのオンライン化などにより、迅速なサービス提供に努めています。また、在宅の要介護高齢者やひとり暮らし高齢者、その家族に対し、要介護状態にならないための介護予防サービス、生活支援サービス、家族介護サービスを提供し、高齢者等の自立と生活の質の向上に努めています。高齢者の生きがいづくりとして老人クラブへ補助金の交付を行い、スポーツ活動、教養・文化・創作活動の推進を図っています。

■ 高齢者数の推移(単位:人)

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総人口	287,114	287,562	287,576	287,294	288,595	288,186	287,856	288,164
前期高齢者	24,714	25,945	26,470	27,109	27,719	28,162	28,422	28,575
後期高齢者	14,229	14,983	15,855	16,615	17,942	18,996	20,167	21,357
高齢者	38,943	40,928	42,325	43,724	45,661	47,158	48,589	49,932

資料:盛岡市(各年6月1日現在)

■ 高齢者割合の推移



資料:盛岡市(各年6月1日現在)

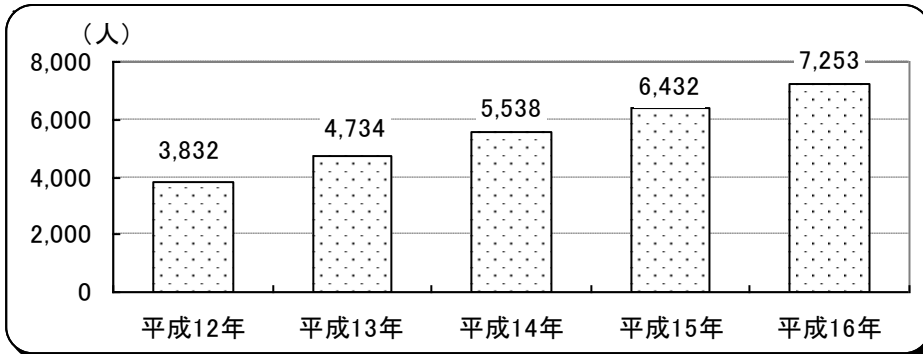
※前期高齢者(65歳以上75歳未満)

後期高齢者(75歳以上)

②介護保険制度

介護保険制度は、平成12年4月にスタートしましたが、制度発足後4年を経過して利用者が急増しています。介護保険の要介護認定者は、制度開始の平成12年4月に3,832人でしたが、保険制度の認識が広まるに従って増加し、平成16年で約1.89倍の7,253人となり、このうち5,481人が実際に保険金給付を受けています。

■介護認定者数の推移(各年4月末現在)



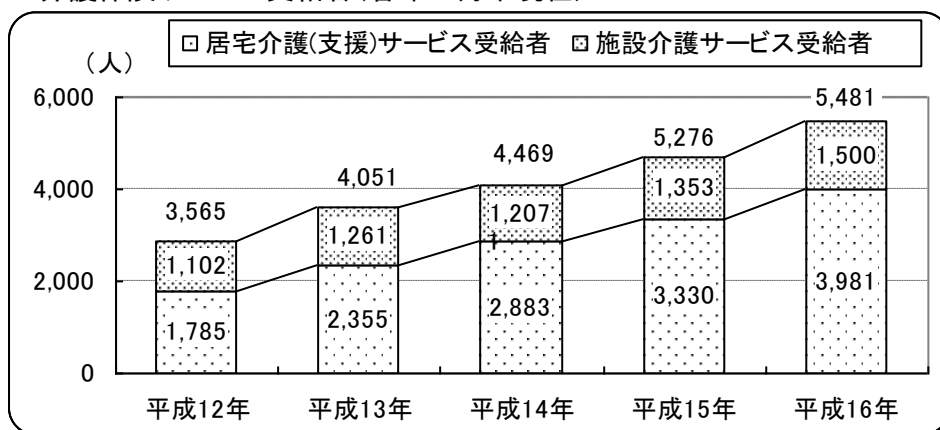
資料:盛岡市

■平成16年4月末現在の介護保険認定状況(単位:人)

区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	666	2,376	1,167	904	1,001	875	6,989
65歳以上75歳未満	117	421	200	155	156	139	1,188
75歳以上	549	1,955	967	749	845	736	5,801
第2号被保険者	9	69	59	39	43	45	264
総数	675	2,445	1,226	943	1,044	920	7,253
構成比	9.3%	33.7%	16.9%	13.0%	14.4%	12.7%	100.0%

資料:盛岡市

■介護保険サービス受給者(各年4月末現在)



資料:盛岡市

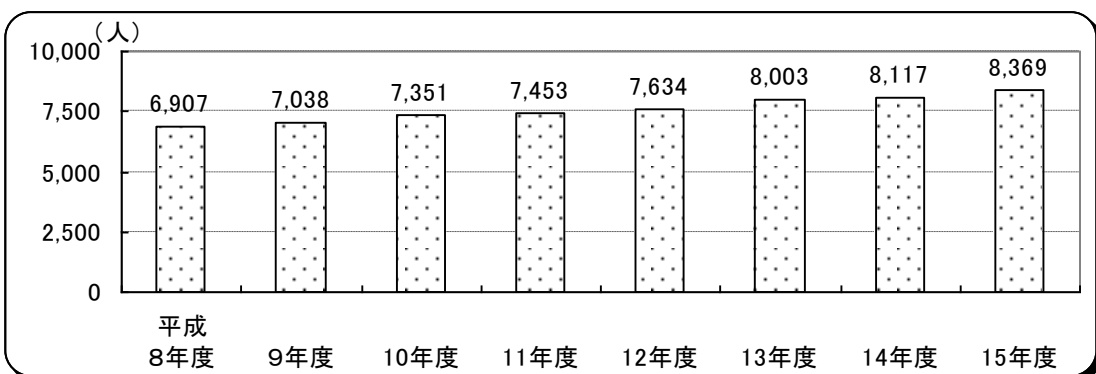
③障害者福祉

■身体障害者

平成15年度の身体障害者数（身体障害者手帳所持者数）は8,369人で、7年前の平成8年に比べて1.21倍、1,462人の増加となっています。また、障害の種類別の推移を見ると内部障害の増加割合が高くなっています。

市では、身体障害者福祉法の規定に基づき更生相談、手帳の交付、更生医療・補装具や日常生活用具の給付、福祉電話の貸与、ホームヘルパーの派遣事業などを行っています。また、在宅障害者福祉の充実のため、点字広報の発刊や障害者住宅整備資金貸付や障害者住宅改造成費助成を行っているほか、デイサービス事業も実施しています。

■身体障害者手帳交付者数の推移



資料:盛岡市

■身体障害者の種類別推移(単位:人)

	平成8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	平成8年→平成15年増加率
肢体不自由	4,089	4,204	4,328	4,397	4,492	4,679	4,720	4,807	117.6%
内部障害	1,324	1,324	1,524	1,589	1,645	1,812	1,912	2,046	154.5%
視覚障害	743	743	741	722	727	734	709	704	94.8%
聴覚平衡機能障害	673	685	671	659	688	692	693	713	105.9%
音声, 言語機能障害	78	82	87	86	82	86	83	99	126.9%
計	6,907	7,038	7,351	7,453	7,634	8,003	8,117	8,369	121.2%

資料:盛岡市

■身体障害者居宅生活支援費の状況

区分	平成16年2月末日現在支給決定者数(人)	実利用者数(人)	居宅生活支援費支払額(円)
居宅介護	101	71	53,906,310
デイサービス	202	164	35,607,600
短期入所	45	12	1,891,730

資料:盛岡市

■身体障害者施設訓練等支援費の状況

区 分	平成16年2月末日現在支給決定者数(人)					施設訓練等支援費支払額(円)
	更生施設 (入所)	更生施設 (通所)	療護施設 (入所)	授産施設 (入所)	授産施設 (通所)	
更生施設等	5	1	58	36	37	369,782,100

資料:盛岡市

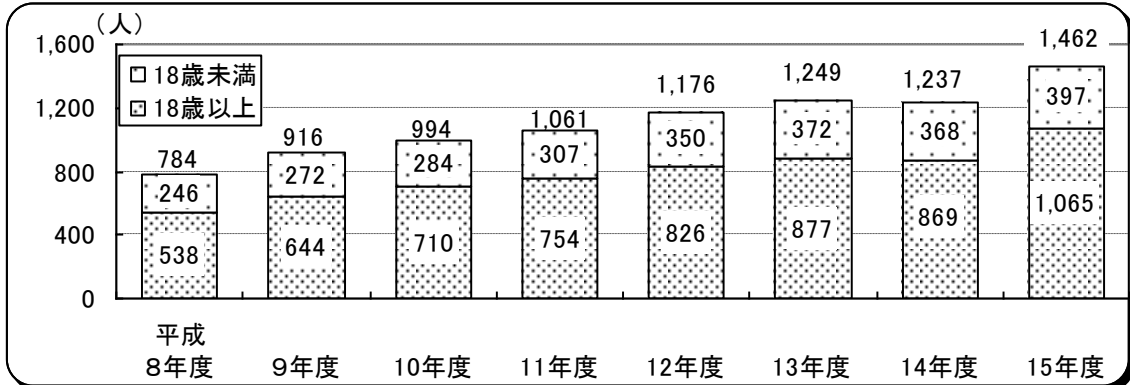
■知的障害者

平成15年度における療育手帳所持者数は1,462人で、7年前の平成8年度に比べて1.86倍、678人の増加となっています。

18歳未満と18歳以上の年齢別交付状況を平成8年度から平成15年度の伸び率で比較すると18歳未満の1.6倍の伸びに対して、18歳以上は1.98倍と18歳以上の交付数が伸びています。

市では、知的障害者相談員及び心身障害児ホームヘルパーによる日常の相談指導や介護をはじめ、重度障害者(児)に対する医療費や日常生活用具の給付、特別児童扶養手当・特別障害者手当等の支給を実施しているほか、心身障害者福祉作業所に対して運営費を助成して在宅援護の増進を図るとともに、知的障害者施設を利用する場合に支援を行っています。

■療育手帳交付者数の推移



資料:盛岡市

■療育手帳交付者の伸び率(単位:人)

	平成8年度	15年度	平成8年→平成15年増加率
18歳以上	538	1,065	198.0%
18歳未満	246	397	161.4%
計	784	1,462	186.5%

資料:盛岡市

■知的障害者・障害児居宅生活支援費の状況

区 分		平成16年2月末日現在 支給決定者数(人)	実利用者数(人)	居宅生活支援費 支払額(円)
知的障害者	居 宅 介 護	37	21	1,969,740
	デ イ サ ー ビ ス	41	21	4,666,530
	短 期 入 所	181	79	17,882,800
障 害 児	居 宅 介 護	2	2	864,110
	デ イ サ ー ビ ス	73	63	14,333,540
	短 期 入 所	179	96	10,253,450

資料:盛岡市

■知的障害者施設訓練等支援費利用状況

種 別	更生施設		授産施設		支援費支払額 (円)
	入所	通所(通所 部を含む)	入所	通所	
平成16年2月末日現在 支給決定者数(人)	167	62	10	121	820,600,700

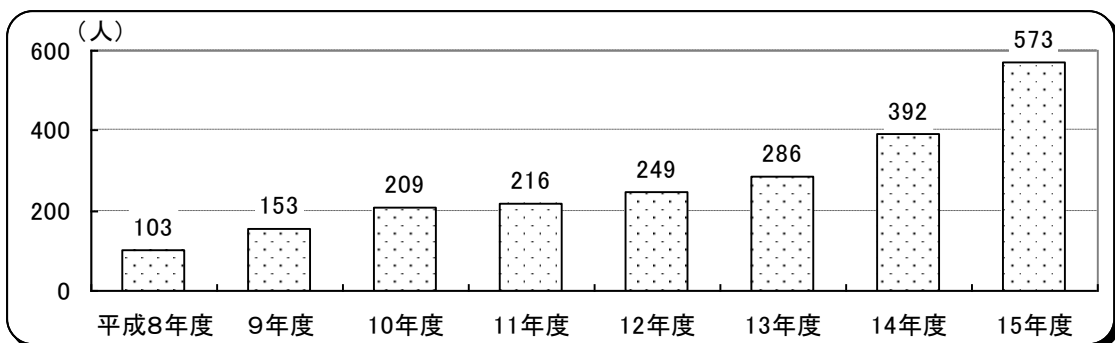
資料:盛岡市

■精神障害者

平成7年10月から精神障害者保健福祉手帳の交付をしており、平成15年度で573人が手帳を所持しています。平成14年4月からは、手帳の申請手続は市町村で行っています。

市では、精神保健事業として小規模作業所運営費補助、精神障害者地域生活援助事業補助、授産施設等通所交通費助成を行っています。また、県関係機関と連携し精神保健活動への参加やホームヘルプサービスを通して、精神障害者の生活支援、社会復帰支援などのサービスを提供しています。

■精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移



資料:盛岡市

※精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳を持っていない人もあることから、精神障害者数と保健福祉手帳所持者数は異なります。

■病名別精神障害者数(単位:人)

	平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
統合失調症	1,436	1,499	1,590	1,642	1,821	2,024
そううつ病	269	307	350	391	597	957
脳器質性精神障害 (痴呆性疾患他)	121	140	176	184	132	184
中毒性精神障害 (アルコール中毒疾患他)	259	265	294	308	325	332
その他の精神病 (人格, 心理発達障害)	98	90	88	85	46	27
知的障害	91	91	93	91	93	100
精神病質 (生理的, 身体的行動障害)	11	10	10	10	11	26
精神神経症 (神経症性, ストレス性障害)	231	258	283	304	411	278
てんかん	280	305	321	377	402	442
その他	228	250	271	294	164	126
計	3,024	3,215	3,476	3,686	4,002	4,496

資料:盛岡保健所

④児童福祉

少子化の傾向により5歳以下の児童数が減少していますが、市内の幼稚園入園児童数は減少傾向となっており、逆に保育園の入園児童数は、増加傾向となっています。

また、児童センターの利用児童数も増加傾向にあります。これは、核家族化が進む中で、共働き世帯が増えていることが考えられます。

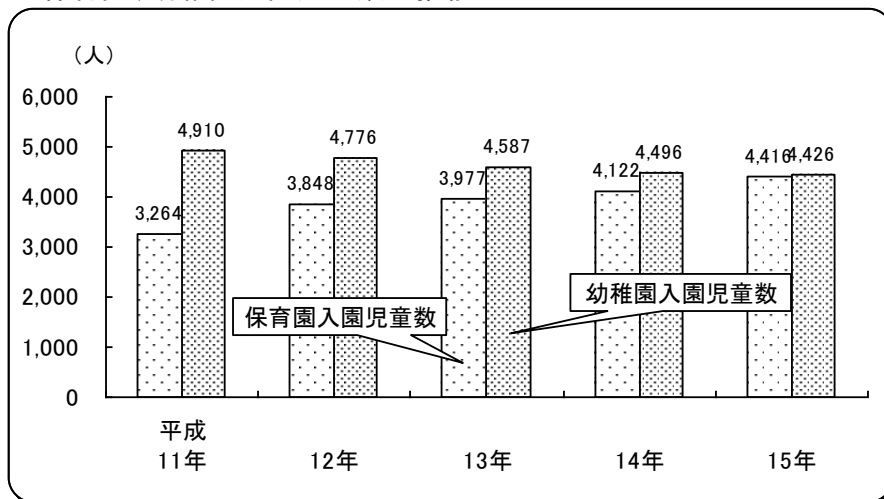
市では、延長保育や休日保育、一時的保育、発達支援保育、乳幼児等健康支援サービス等を行うほか、地域子育て支援センター事業、保育所地域活動事業等の在家庭母子も含めた子育て支援事業などを実施しています。また、児童センター（館）や児童遊園等の設置運営、児童手当の給付、乳児院や児童自立支援施設への入所など児童に関する相談指導、遺児への各種支援事業、児童クラブや母親クラブの充実等を中心に、児童の福祉の向上と健全育成の推進などに努めています。

■入園児童数の推移(単位:人)

	平成 11年	12年	13年	14年	15年
0歳から5歳の総数	16,532	16,108	15,920	15,773	15,745
保育園入園児童数	3,264	3,848	3,977	4,122	4,416
幼稚園入園児童数	4,910	4,776	4,587	4,496	4,426

資料:盛岡市

■保育園、幼稚園入園児童数の推移



資料:盛岡市

■児童センター利用児童数の推移

	内訳	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用児童数 (人)	男	207,122	211,827	197,531	205,807	221,037
	女	194,225	202,080	203,956	198,596	212,228
	計	401,347	413,907	401,487	404,403	433,265

資料:盛岡市

⑤生活保護

生活保護の動向は、経済的・社会的要因や、他の制度などの影響を受けるといわれます。最近の動向は、高齢化の進展や景気後退の影響を受け、勤労収入の減少・喪失、預貯金の消費により保護を受給しなければならない世帯が増加しています。

平成11年度から平成15年度の保護率（人口1,000人当たりの被保護人員）の推移を見ると2.96ポイント増加しています。

生活保護は、原則として世帯が単位となっていますが、市では厚生労働大臣の定める基準により測定した保護世帯の需要を基とし、年齢別、世帯構成別、所在地域等を考慮しながら実施しています。

生活保護の申請にあたっては、本人かその世帯員、又は扶養義務者か同居の親族によりますが、急迫した状況にあるときは申請がなくても職権により、必要な保護を行っています。

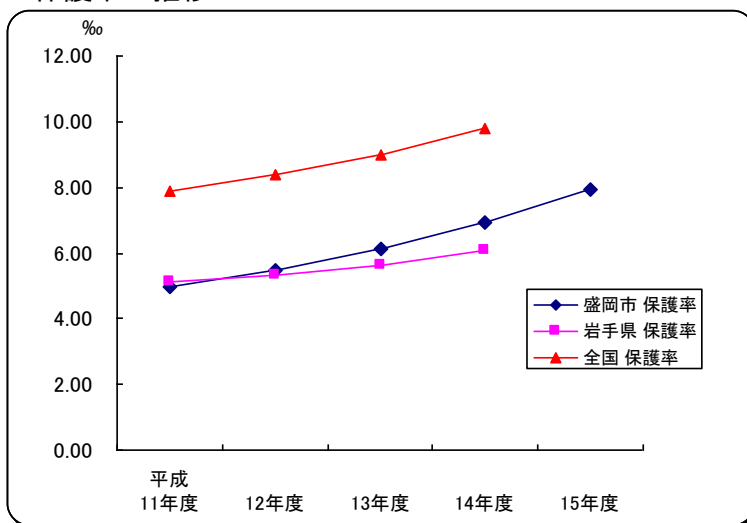
■生活保護の推移(単位:人、‰)

			平成 11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
盛岡市	総世帯数		112,201	112,914	115,270	114,247	114,777
	総人口		287,837	287,608	288,844	288,654	288,513
	被保護	世帯	1,036	1,154	1,289	1,435	1,626
		人員	1,436	1,576	1,771	2,001	2,294
		保護率	4.99	5.48	6.13	6.93	7.95
岩手県		保護率	5.1	5.3	5.6	6.1	－
全 国		保護率	7.9	8.4	9.0	9.8	－

資料:盛岡市、「岩手県的生活保護」より

※被保護世帯、人員は各年度4月から3月までを平均した数値になっています。

■保護率の推移



資料:盛岡市

(5)地区別の人口の状況

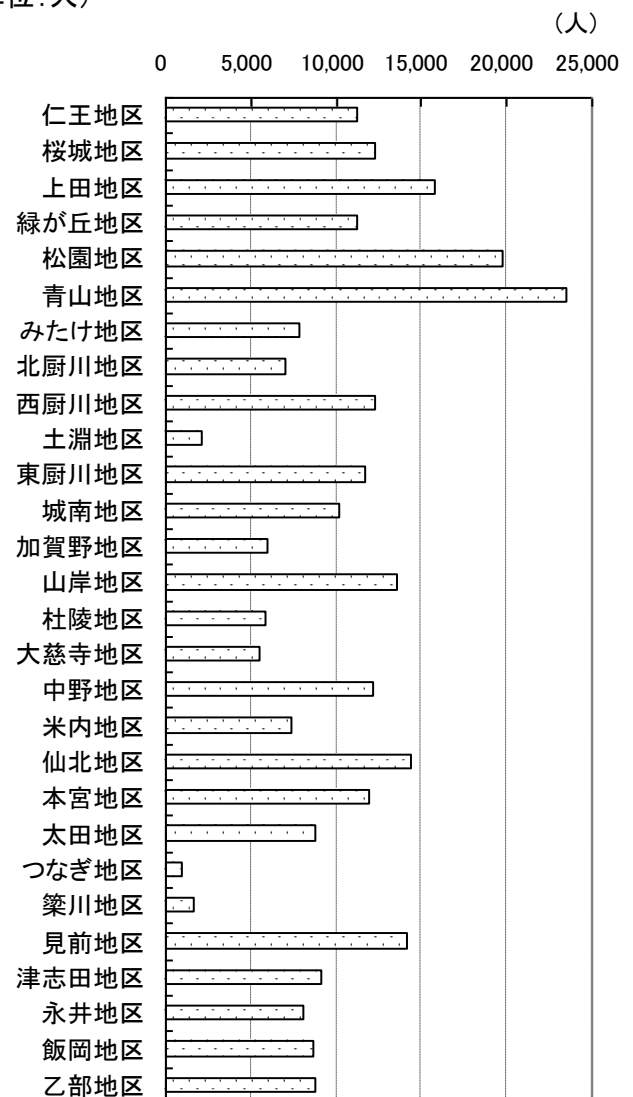
■地区別の人口及び高齢者、年少人口割合

市内の地区別の人口と高齢者（65歳以上）及び年少人口（15歳未満）の割合を見ると、人口では青山地区の23,442人が最も多く、最も少ない地区はつなぎ地区の909人となっています。また、高齢化率の高い地区は土淵地区の27.4%、年少人口の割合が最も高い地区は北厨川地区の19.9%となっています。

■地区別の人口、高齢者、年少人口の割合(単位:人)

番号	地区	人口	高齢者人口の割合	年少人口の割合
1	仁王地区	11,170	19.3%	12.0%
2	桜城地区	12,287	17.6%	12.4%
3	上田地区	15,806	20.2%	11.8%
4	緑が丘地区	11,248	17.9%	15.6%
5	松園地区	19,717	12.5%	16.4%
6	青山地区	23,442	21.5%	15.7%
7	みたけ地区	7,839	13.8%	17.2%
8	北厨川地区	7,016	10.3%	19.9%
9	西厨川地区	12,268	17.7%	14.0%
10	土淵地区	2,082	27.4%	11.5%
11	東厨川地区	11,626	18.9%	12.1%
12	城南地区	10,168	21.4%	12.7%
13	加賀野地区	5,976	23.5%	13.7%
14	山岸地区	13,601	22.4%	12.5%
15	杜陵地区	5,893	18.2%	13.7%
16	大慈寺地区	5,536	22.1%	13.0%
17	中野地区	12,124	16.9%	15.3%
18	米内地区	7,418	14.7%	15.5%
19	仙北地区	14,354	16.4%	15.8%
20	本宮地区	11,902	17.1%	15.6%
21	太田地区	8,807	23.0%	12.9%
22	つなぎ地区	909	23.8%	11.3%
23	築川地区	1,669	24.9%	12.6%
24	見前地区	14,122	13.4%	16.1%
25	津志田地区	9,073	12.6%	17.3%
26	永井地区	8,029	13.2%	15.2%
27	飯岡地区	8,635	16.8%	15.0%
28	乙部地区	8,798	16.4%	16.1%

資料:平成15年3月推計人口



2 地域福祉を支える各種団体等

(1) 民生委員・児童委員

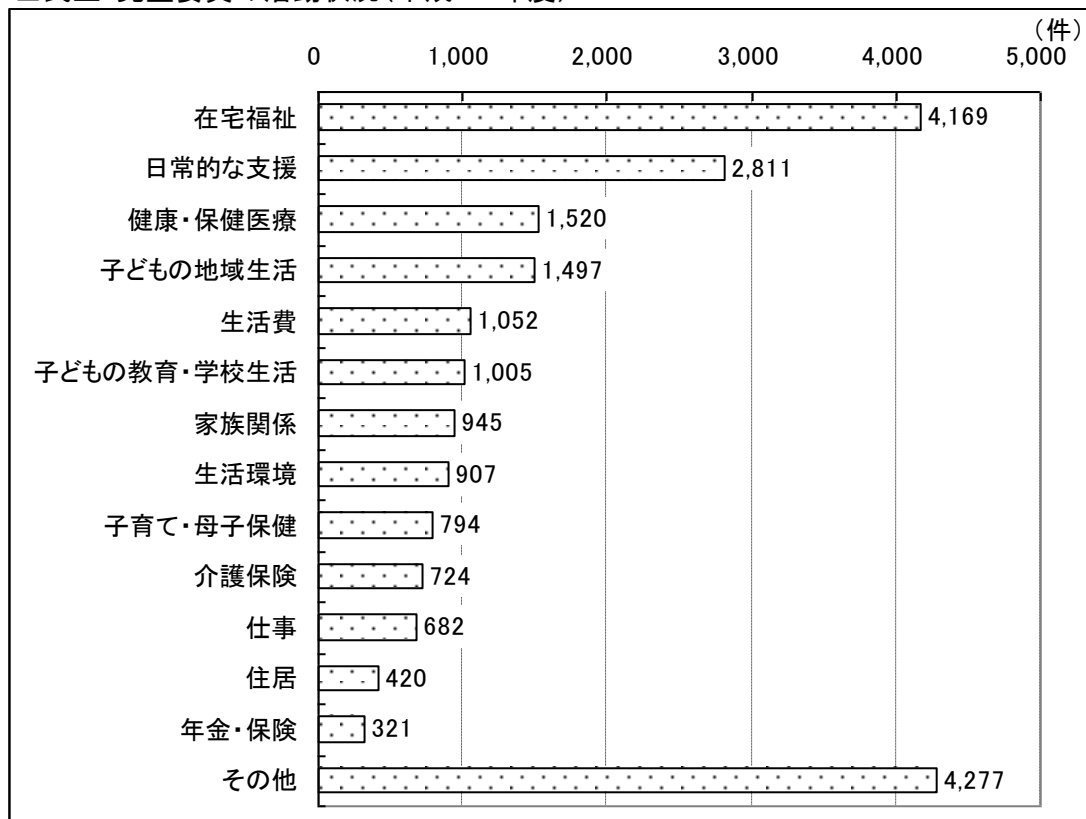
■ 民生委員・児童委員

盛岡市では、厚生労働大臣の委嘱を受けた 489 人（主任児童委員を含む・平成 17 年 1 月 1 日現在）の民生委員・児童委員が活動しています。

民生・児童委員は社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの大きな役割を担っています。

民生・児童委員の平成 15 年度の活動状況では、高齢化に伴い高齢者の福祉に関する活動等の増加により、在宅福祉に関する活動が最も多く、総数 21,124 件のうち 4,169 件と全体活動の 19.7%を占めています。

■ 民生・児童委員の活動状況(平成 15 年度)



資料：盛岡市

■ 民生・児童委員一人当たりの年間活動実績(平成 15 年度)

相談・支援件数	42	件
訪問回数	188	回
活動日数	147	日

資料：盛岡市

(2) 社会福祉協議会

■社会福祉協議会の活動

盛岡市社会福祉協議会は、昭和26年10月26日に地域福祉を高めるために設立されました。

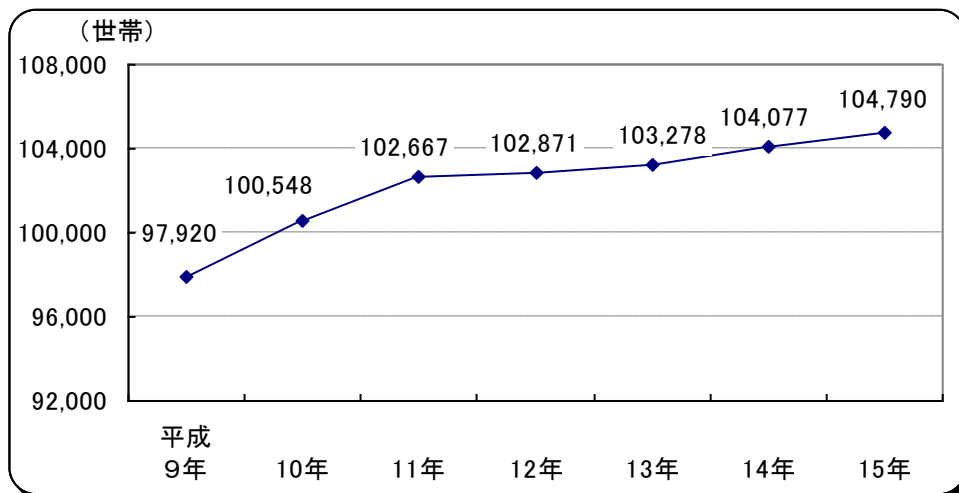
主な活動は、盛岡市社会福祉大会などの啓発事業、地区福祉推進会への助成やふれあいシルバーサロン事業などの地域福祉事業、各種団体や各種大会・活動への助成を行う福祉団体等育成事業、ボランティアの養成や活動を支援するボランティア育成事業、障害者や要介護者への各種サービスを行う在宅福祉事業、心配事相談・結婚相談・高齢者就労相談を行うふれあい福祉センター事業、その他介護保険事業、支援費事業、生活支援事業、総合福祉センター管理運営事業等を行っています。

(3) 町内会連合会

■町内会の加入状況

市民自治組織である町内会は、地域住民のふれあいの場をつくり、いざというとき、困ったときお互いに助け合い、協力をしていくことで、快適で住みよいまちをつくり上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な組織です。町内会の加入状況を見ると、毎年、加入世帯は増加傾向となっています。

■町内会加入世帯の推移



資料：盛岡市町内会連合会

(4)福祉推進会

■地区福祉推進会

地域福祉の向上を目的とする福祉推進会は昭和51年に西厨川地区福祉推進会が発足してから平成8年までに市全域の28地区において発足し、町内会・自治会、地区民生員協議会等が構成団体となり、高齢者福祉活動や青少年健全育成活動、世代間交流活動などの活動をしています。

(5)コミュニティ推進地区

■コミュニティ推進地区

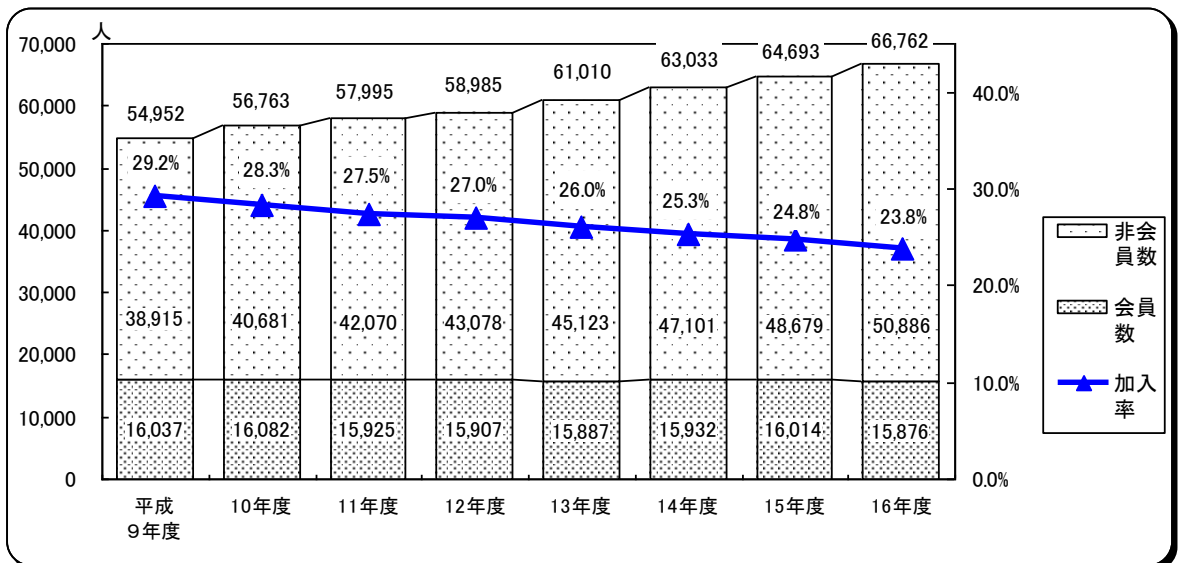
昭和45年開催の岩手国体を契機に、主に町内会同士がより広い範囲での地域活動に取り組むコミュニティ活動がスタートし、昭和48年には市内23地区に区分されました。その後、盛岡市町内会連合会、地区福祉推進会と協議しながら地区割の見直しを行い、平成8年に現在の26地区となり、レクリエーション活動や地域課題に取り組む活動など様々な取り組みを行っています。

(6)老人クラブ連合会

■老人クラブ

老人クラブは、健全で豊かな生活を送るため地域に居住する高齢者の会員組織により活動しています。

■老人クラブの加入状況



資料：老人クラブ連合会，盛岡市

(7) 医師会・歯科医師会

■ 医師会・歯科医師会

盛岡市医師会の会員は 583 人(平成 16 年 4 月現在)で、地域の保健医療の向上と福祉の増進のために活発な活動を行っています。特に、全国に先駆けて「もの忘れ検診」を行っており、軽度認知障害や初期のアルツハイマー型痴呆、あるいは治療可能な認知症（痴呆）を発見することが可能となり、大きな成果をあげています。今後ほかかかりつけ医（地域医療の核）と連携しながらきめ細かい医療を目指しています。

盛岡市歯科医師会の会員は 203 人（平成 16 年 4 月現在）で、乳幼児から老齢期に至るまでの歯周疾患の予防と歯科医療活動を行っています。特に国や県を中心とした 80 歳で 20 本の歯を残そうという「8020 運動」を推進しています。

(8) 社会福祉事業団

■ 社会福祉事業団

盛岡市社会福祉事業団は、盛岡市の社会福祉施設等の効果的運営を図るため昭和 49 年 3 月 29 日に設立されました。軽費老人ホーム、知的障害者通所授産施設、知的障害児通園施設をはじめ老人福祉施設、児童厚生施設、身体障害者更正援護施設、コミュニティ施設、老人憩いの家、世代交流施設の管理運営を受託しています。

老人福祉センターや児童センター、地区活動センターは、地区福祉推進会の活動拠点として地域の福祉増進に役立っています。

(9) 消防団

■ 消防団

盛岡市消防団は、23 分団 37 部 956 人(平成 16 年 4 月現在)で構成されています。

各地域の消防団は、日ごろから消火訓練や見回り等を行い、火災の消火や未然防止、災害時の救援活動等を行っています。

(10) 保健推進員協議会

■ 保健推進員協議会

盛岡市保健推進員制度は、保健活動の円滑な推進を図ることを目的として、平成 7 年 4 月に設置され、盛岡市から 387 人(平成 16 年 4 月現在)が委嘱されています。各種健康相談・栄養教室への協力、献血推進活動、成人検診の受診勧奨のほか、広報活動や保健師への情報提供を行い、地域住民の健康づくりのため、市の保健事業と一体的関係を保ちながら活動しています。

(11)食生活改善推進協議会

■盛岡市食生活改善推進員協議会

盛岡市食生活改善推進員協議会は、市が主催する食生活改善推進員栄養教室の修了者をもって組織する団体です。昭和 54 年に結成されて以来、「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食生活改善のためのボランティア活動を行っています。平成 16 年度の会員数は 716 人です。市内 34 地区で、それぞれの家族や地域の人々に対し、健康づくりや生活習慣予防のための食事指導に取り組み、調理実習などを通して普及活動に努めています。

(12)PTA 連合会

■盛岡市 PTA 連合会

盛岡市 PTA 連合会は、市内小中学校 PTA により組織されています。近年、子どもたちの学力や道徳性、いじめや不登校など様々な教育課題が指摘されています。連合会では、家庭の教育力の高揚と地域や学校関係者との連携を強めながら子どもたちの健全育成のための活動を進めています。

(13)子ども会育成会連絡協議会

■盛岡市子ども会育成会連絡協議会

盛岡市子ども会育成会連絡協議会は、子ども会世話人を会員とし昭和 45 年 7 月に発足しました。次代を担う子どもたちの自主性や社会性を最大限に伸ばし、子どもたちが健全に育ち、心豊かに生活できる環境づくりを推進していくことは、家庭、学校、福祉関係機関、地域社会等社会全体で取り組まなければならない重要な課題です。協議会では関係機関・団体と連携を図りながら、子ども会育成会活動の活性化とその発展を目指した活動を行っています。

(14)女性団体協議会

■盛岡市地域女性団体協議会

盛岡市地域女性団体協議会は、昭和 26 年に、市内の地域女性団体の連絡提携を緊密にし、女性の地位向上を図るとともに、社会福祉の増進を推進し、明るく住みよいまちづくりとより良い郷土の発展に寄与するために結成されました。

リーダー育成事業、地域活動及び組織拡充事業、社会福祉活動、青少年への健全育成活動、各種募金活動への協力等を行い、地域の課題解決に向けて活動しています。

(15) 自治公民館連絡協議会

■盛岡市自治公民館連絡協議会

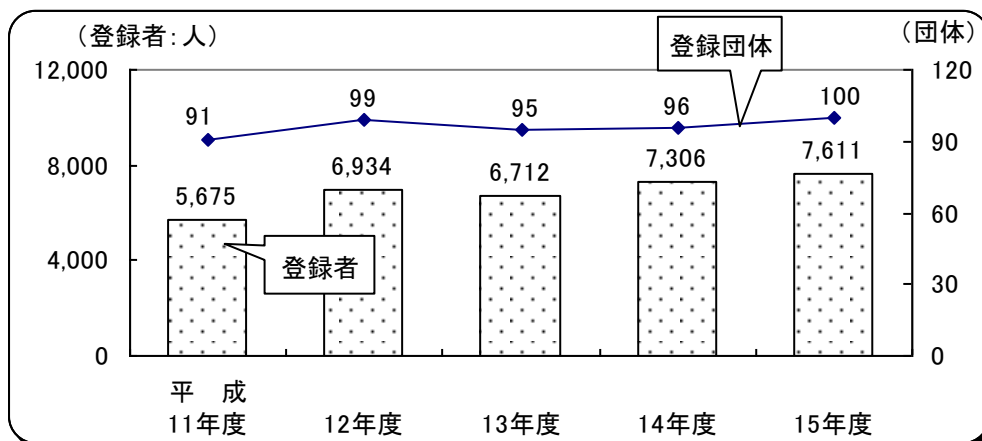
盛岡市自治公民館連絡協議会は、自治公民館相互の連絡協調を図り、自治公民館活動の推進と地域づくりの発展に寄与することを目的として結成されました。関係機関と連携を図りながら青少年の健全育成を図るための活動や自治公民館活動の充実を図るための活動をしています。

(16) ボランティア団体

■ボランティア団体登録数の推移

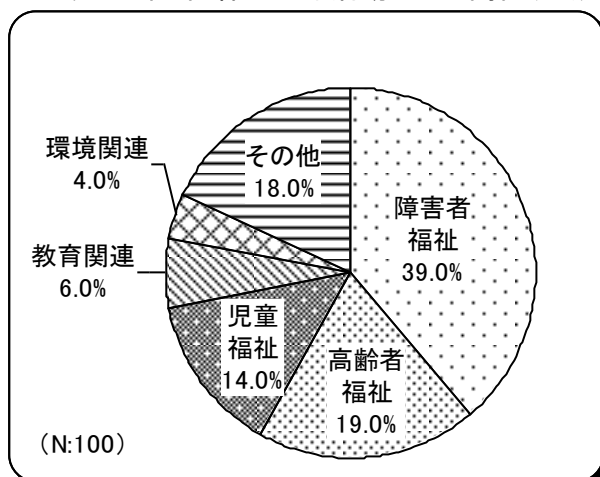
ボランティア団体は平成11年度から平成15年度まで9団体増加し、登録者数も1,936人増加しています。1団体当たりの登録者数は、平成11年度は平均62人でしたが、平成15年度には平均76人と1団体当たりの登録者数が増加傾向になっています。

■ボランティア団体及び登録者の推移



資料: 盛岡市社会福祉協議会

■ボランティア団体の主な活動による割合(平成15年度)



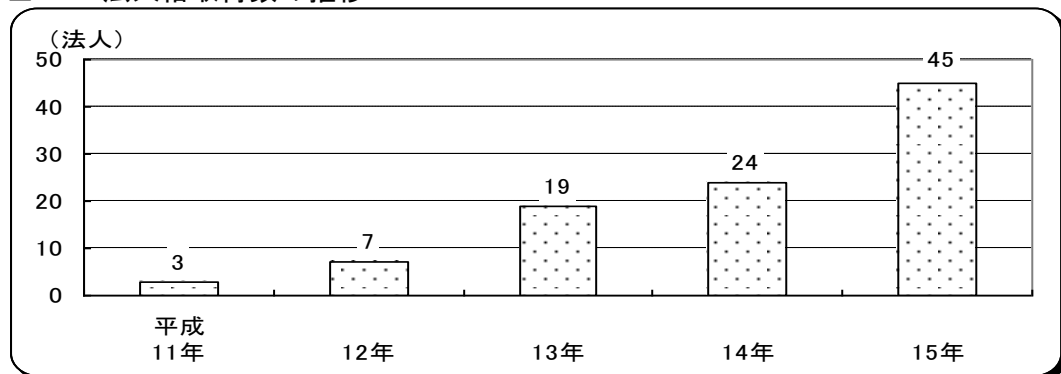
資料: 盛岡市社会福祉協議会

(17)NPO

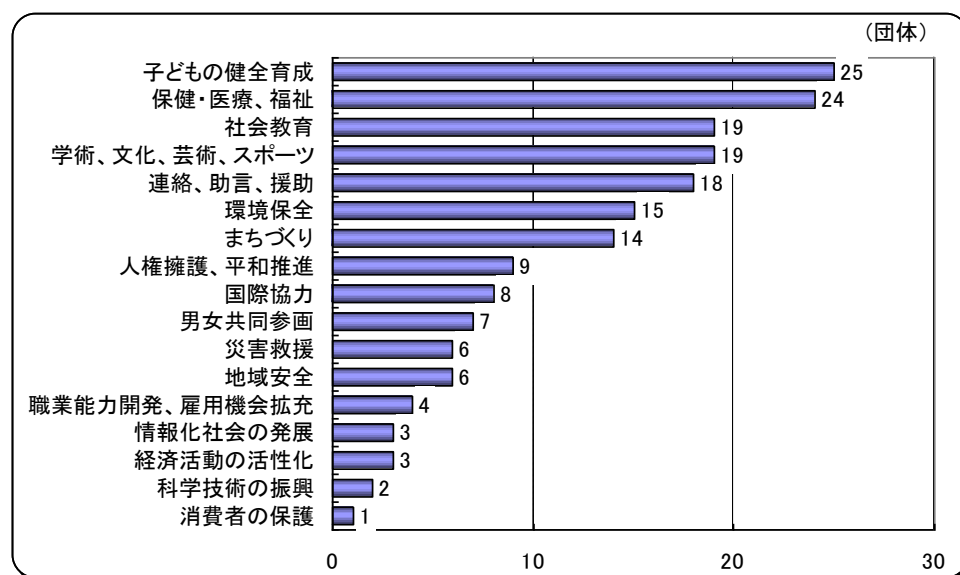
■NPO法人格取得数の推移

市民活動に対する気運の高まりを受け、平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されました。法人格を取得した市民活動団体は急速に増加しています。

■NPO法人格取得数の推移



■NPO法人格活動内容状況(複数回答)(平成15年)



資料:岩手県

【NPO(Non Profit Organization)】

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。

【特定非営利活動促進法】

特定の非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とした法律で、平成10年12月に施行されました。法人格を取得すると、法律行為の主体として法人名で契約をできるほか、不動産の登記や口座の開設を行うことができます。

3 地域福祉計画の推進にあたっての課題

本市の地域福祉に関連する課題等について平成 15 年度に実施した地域福祉計画に関するアンケート調査結果と、平成 16 年度に行ったワークショップで話し合われた内容からまとめています。

(1) 地域との関わりについて

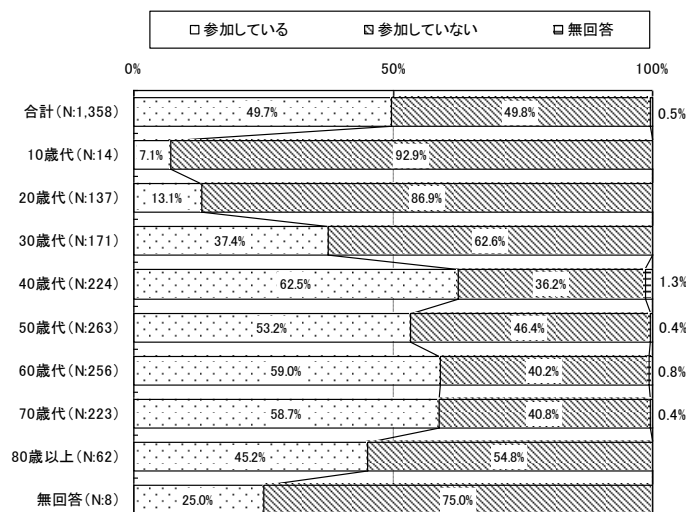
地域福祉計画に関するアンケート調査によると、地域の人との付き合いの程度では、「顔を合わせればあいさつする」が最も多く、年代別に比較すると 10 歳代の 50%、80 歳以上の 66.1%以外は各年代 70%以上となっています。

ワークショップでは、世代間のあいさつが少ないなどの意見があり、地域福祉を推進するには、地域のコミュニケーションの重要性について最も多くの意見が出されました。

また、地域活動の参加状況をアンケート結果から見ると参加していると回答した割合が 49.7%と約半数となっています。年代別の参加状況では 40 歳代～70 歳代は 50%以上が参加していますが、それ以外の年代では半数以下の参加で特に 10 歳代、20 歳代の参加が少なくなっています。ワークショップでも町内会活動に対する無関心、若い世代の参加が少ないなどの意見も多数出され、世代間交流、町内会活動への参加等地域内の交流の活性化を検討する必要があります。

■ 地域活動の参加状況

	合計	地域の人とどんな付き合いをしているか						その他	無回答
		仲がよく、 お互いの 家を行き来 する	会えば立 ち話をする	顔を合わ せればあ いさつをす る	顔は知って いるが声を かけること はない	ほとんど顔 も知らない			
合計	1,358	13.4	42.4	77.0	3.9	8.3	0.7	0.6	
10歳代	14	—	—	50.0	14.3	50.0	—	—	
20歳代	137	3.6	14.6	71.5	6.6	25.5	—	—	
30歳代	171	5.8	24.0	80.1	3.5	16.4	—	—	
40歳代	224	10.3	34.4	81.7	6.7	6.7	1.3	0.9	
50歳代	263	11.4	44.9	82.1	2.3	6.5	0.8	—	
60歳代	256	16.4	56.6	76.2	2.0	3.1	0.8	1.2	
70歳代	223	26.9	60.5	72.6	2.7	0.4	1.3	0.9	
80歳以上	62	19.4	59.7	66.1	6.5	1.6	—	1.6	
無回答	8	—	37.5	87.5	—	12.5	—	—	



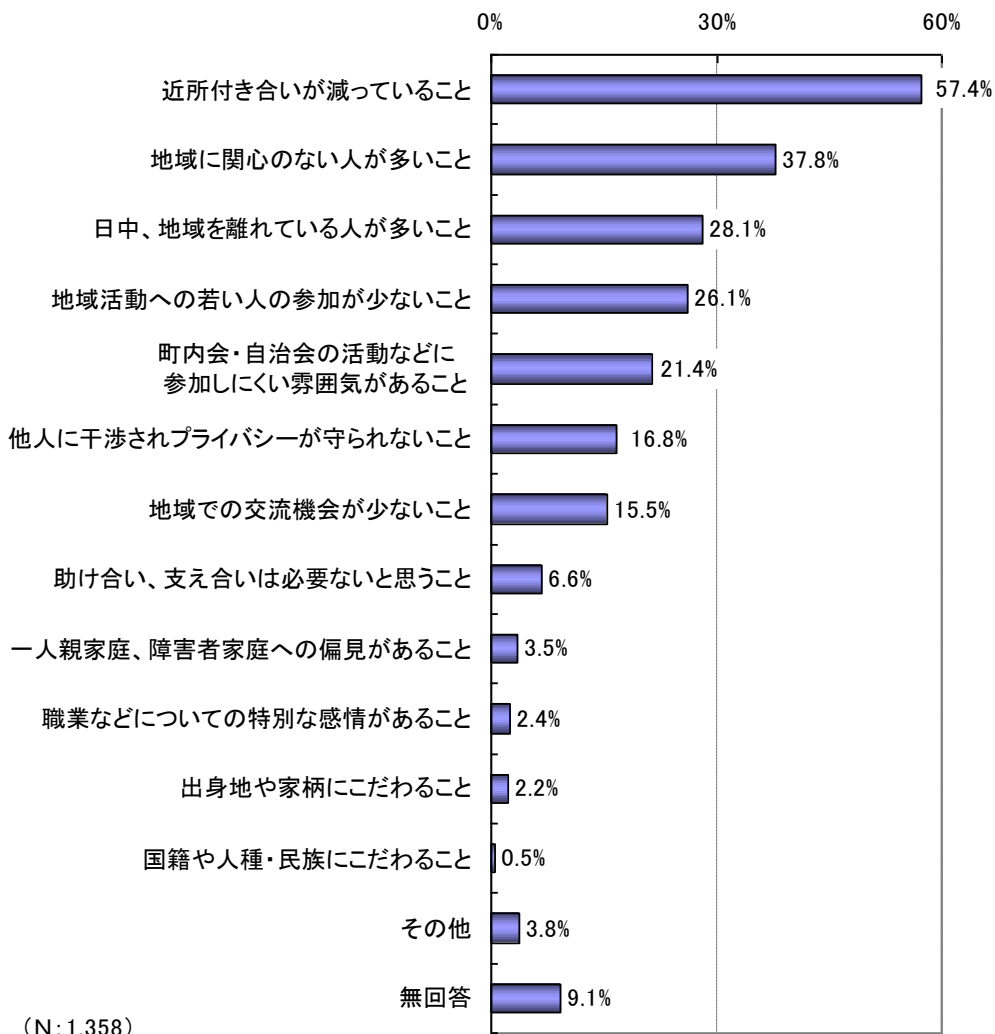
※Nは回答者数を表す

(2) 地域の支え合いに関することについて

福祉活動の中心として地区福祉推進会が組織され地域の福祉活動を行っていますが、福祉推進会についての周知度を見ると全体では知っているという回答した割合は41.4%となっています。年代別では、10歳代、20歳代は14%ですが70歳代では62%と年代が高くなるに従って周知度も高くなる傾向となっています。

また、アンケートによると住みよい地域社会を実現していく上での問題を上げてもらったところ、57.4%が「近所付き合いが減っていること」、37.8%が「地域に関心のない人が多いこと」と回答しています。地域や近所に対して無関心なところが問題として上げられています。ワークショップでは、阪神・淡路大震災を例にあげ、近所付き合いが人命救助に役立つなど、近所付き合いの必要性が再認識されました。

■ 地域社会を実現していくうえでの問題



(3) ボランティア活動について

ボランティア活動の経験をアンケートから見ると「ボランティア活動経験がある」と回答した割合は28.2%となっています。年代別に比較すると10歳代が64.3%、20歳代が46.0%と特に高い回答となっています。学校等の授業の一貫で行われたり、資源回収等の活動で高くなっていると推測されます。10歳代、20歳代以外では、40歳代が31.3%と3割を超えていますが他の年代は20%台以下となっています。

ボランティア活動の内容では、「自然愛護や美化運動、リサイクル運動など」が50.9%と最も多く、次いで高齢者関係の「友愛訪問、クラブ活動への協力支援や施設訪問交流など」が33.9%となっています。

ボランティア活動を広げるために必要なことでは、10歳代～50歳代は「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」、60歳以上では「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」が上げられ、このような結果を踏まえてボランティア活動を活性化するための検討が必要です。

■ ボランティア活動の内容

	回答者数	高齢者 関係	障害者 関係	子育て 関係	保健・医療 関係	青少年 関係	環境 関係	その他
合計	383	33.9%	17.2%	8.9%	6.3%	15.7%	50.9%	11.5%
10歳代	9	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	66.7%	11.1%
20歳代	63	46.0%	23.8%	9.5%	4.8%	11.1%	60.3%	6.3%
30歳代	45	22.2%	24.4%	8.9%	2.2%	6.7%	40.0%	11.1%
40歳代	70	18.6%	24.3%	14.3%	4.3%	24.3%	54.3%	10.0%
50歳代	70	18.6%	4.3%	1.4%	10.0%	20.0%	47.1%	15.7%
60歳代	62	45.2%	21.0%	8.1%	4.8%	9.7%	48.4%	9.7%
70歳代	52	55.8%	7.7%	7.7%	7.7%	19.2%	51.9%	17.3%
80歳以上	12	66.7%	16.7%	25.0%	25.0%	25.0%	41.7%	8.3%

《ボランティア活動の内容の内訳》

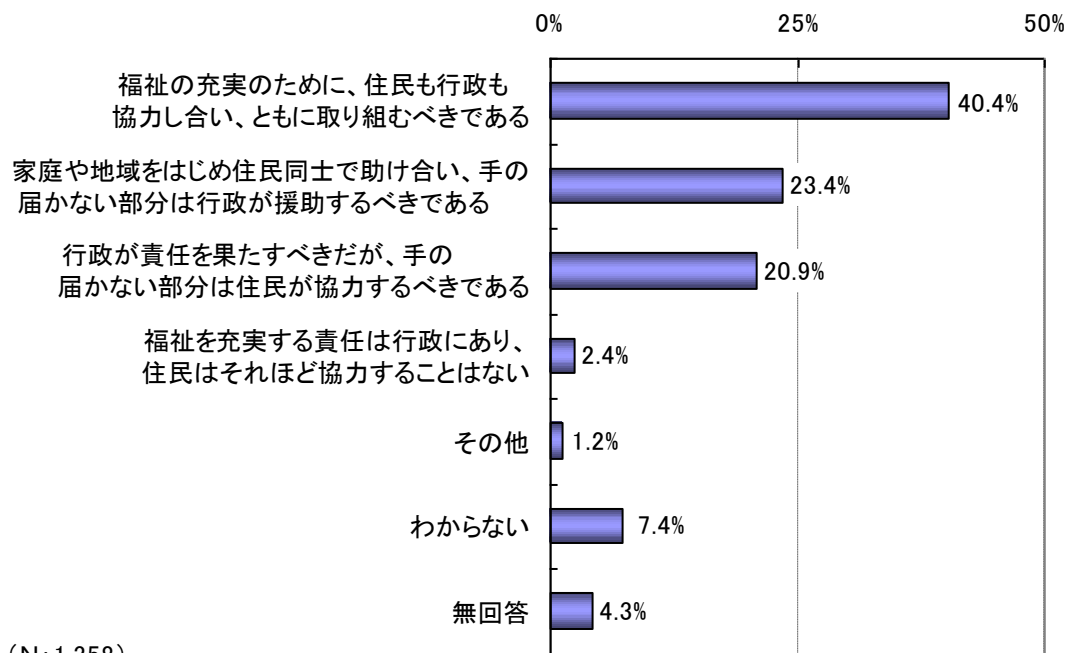
高齢者関係（友愛訪問、クラブ活動等への協力支援や施設訪問交流など）
 障害者関係（手話や車椅子補助等社会参加・生活支援や施設訪問交流など）
 子育て関係（託児、育児相談や育児サークルなどの支援や施設訪問交流など）
 保健・医療関係（健康教室等の支援・指導、通院支援や病院訪問交流など）
 青少年関係（悩み相談や交流、地域子供会活動等による健全育成支援など）
 環境関係（自然愛護や美化運動、リサイクル運動など）

(4) 地域福祉のあり方について

福祉や健康についてどんな情報を求めているかアンケートから見ると「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」が36.5%、次いで「高齢者や障害者についてのサービスの情報」が36.3%、「健康づくりについてのサービスの情報」が30.9%となっています。これらの情報については、広報誌やホームページで知らせていますが、3人に1人以上があげていることから新しい周知手段・方法の検討が必要です。

また、アンケートから地域福祉を充実させていく上で、住民と行政の関係は、住民と行政の協働である「福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」と回答した割合が40.4%と最も多くなっています。ワークショップでは、「行政の方針がよく分からない」や逆に「行政に頼りすぎている」といった意見も出されたことから、地域福祉を進めていく上で市民と行政の話し合いや協働の検討が必要です。

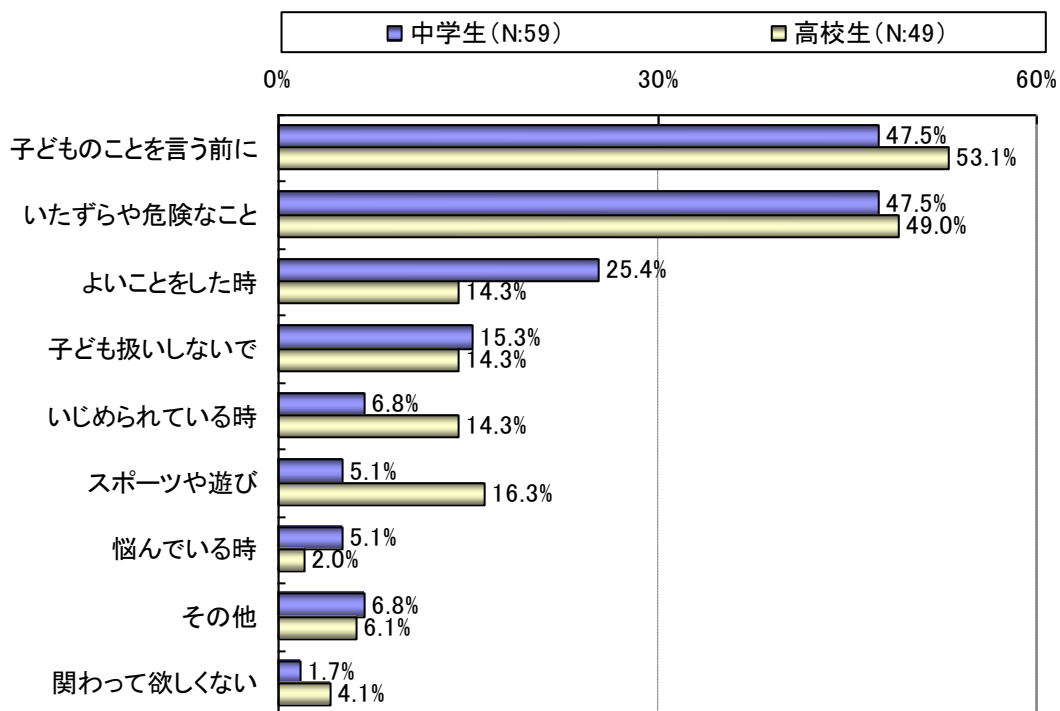
■地域福祉を充実させていくうえでの、住民と行政の関係



(5) 中学生・高校生と地域社会について

地域において中学生や高校生が大人たちにしてもらいたいことについてのアンケートを見ると、中学生・高校生とも最も多い回答は「子どものことを言う前に、大人がきちんとして欲しい」となっています。次いで「いたずらや危険なこと、人に迷惑がかかることをしていたら注意して欲しい」となっており、上位2項目は50%前後の回答となっています。子どもは大人の背中を見て育つと言われますが、公衆マナー、近所付き合いなど子どもが普段目にする行為について大人が手本を示す必要があります。また、子どもが行っていることの善悪に対する注意または誉めることについても、家庭のしつけだけではなく地域全体で子どもを育てるという認識が必要です。

■大人たちにしてもらいたいこと



グラフの省略カテゴリーの内容

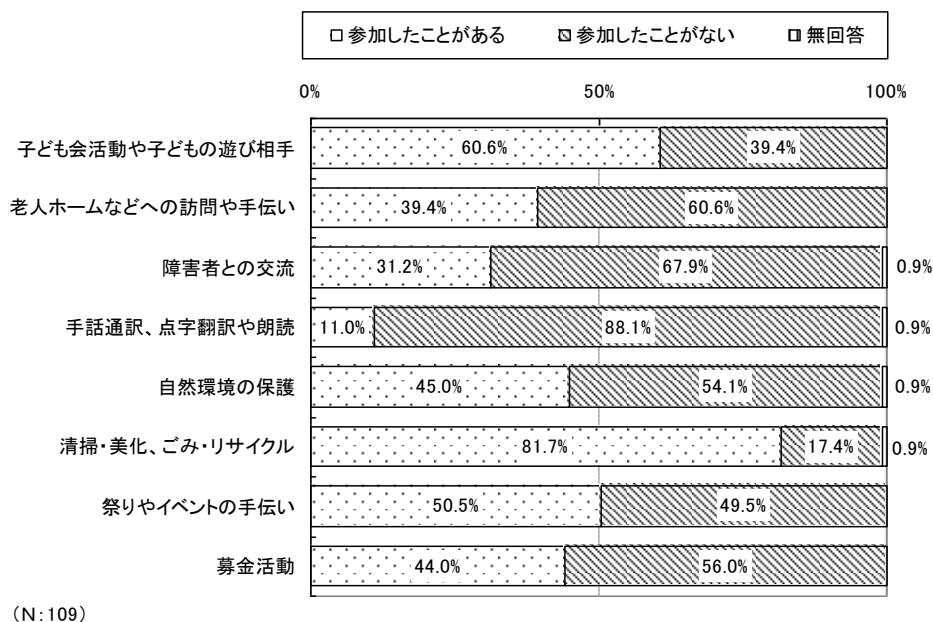
子どものことを言う前に	子どものことを言う前に、大人がきちんとして欲しい
いたずらや危険なこと	いたずらや危険なこと、人に迷惑がかかることをしていたら注意して欲しい
よいことをした時	よいことをした時にはほめて欲しい
子ども扱いしないで	子ども扱いしないで、意見を聞いて欲しい
いじめられている時	いじめられている時は助けて欲しい
スポーツや遊び	スポーツや遊びを一緒にして欲しい
悩んでいる時	悩んでいる時は、相談にのって欲しい
その他	その他
関わって欲しくない	関わって欲しくない

(6) 中学生・高校生とボランティア活動について

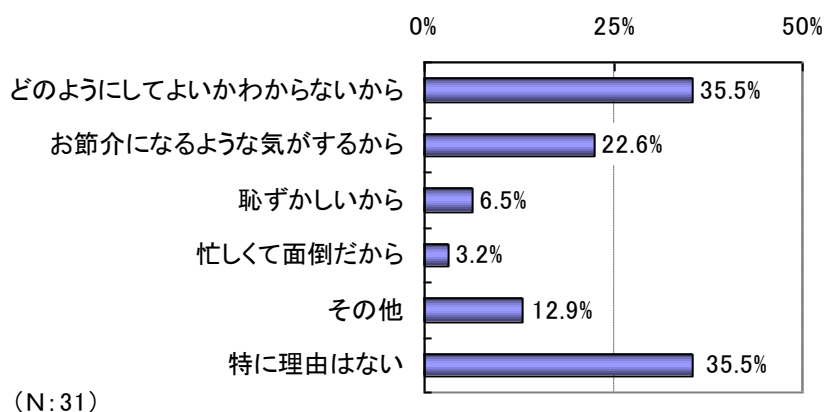
中学生・高校生が参加したことがあるボランティア活動をアンケートから見ると「清掃・美化、ごみ、リサイクル」が81.7%と圧倒的に多くなっています。

また、困っている人を見かけたとき、特に何もしないと回答した28.7%の回答者にその理由を尋ねたところ、「どのようにしてよいかわからない」が35.5%、「お節介になるような気がするから」が22.6%となっています。「特に理由はない」と回答した割合は、35.5%となっており、これらの結果を見ると中学生・高校生に対してボランティアについての意識改革や啓発が必要です。

■参加経験のあるボランティア活動



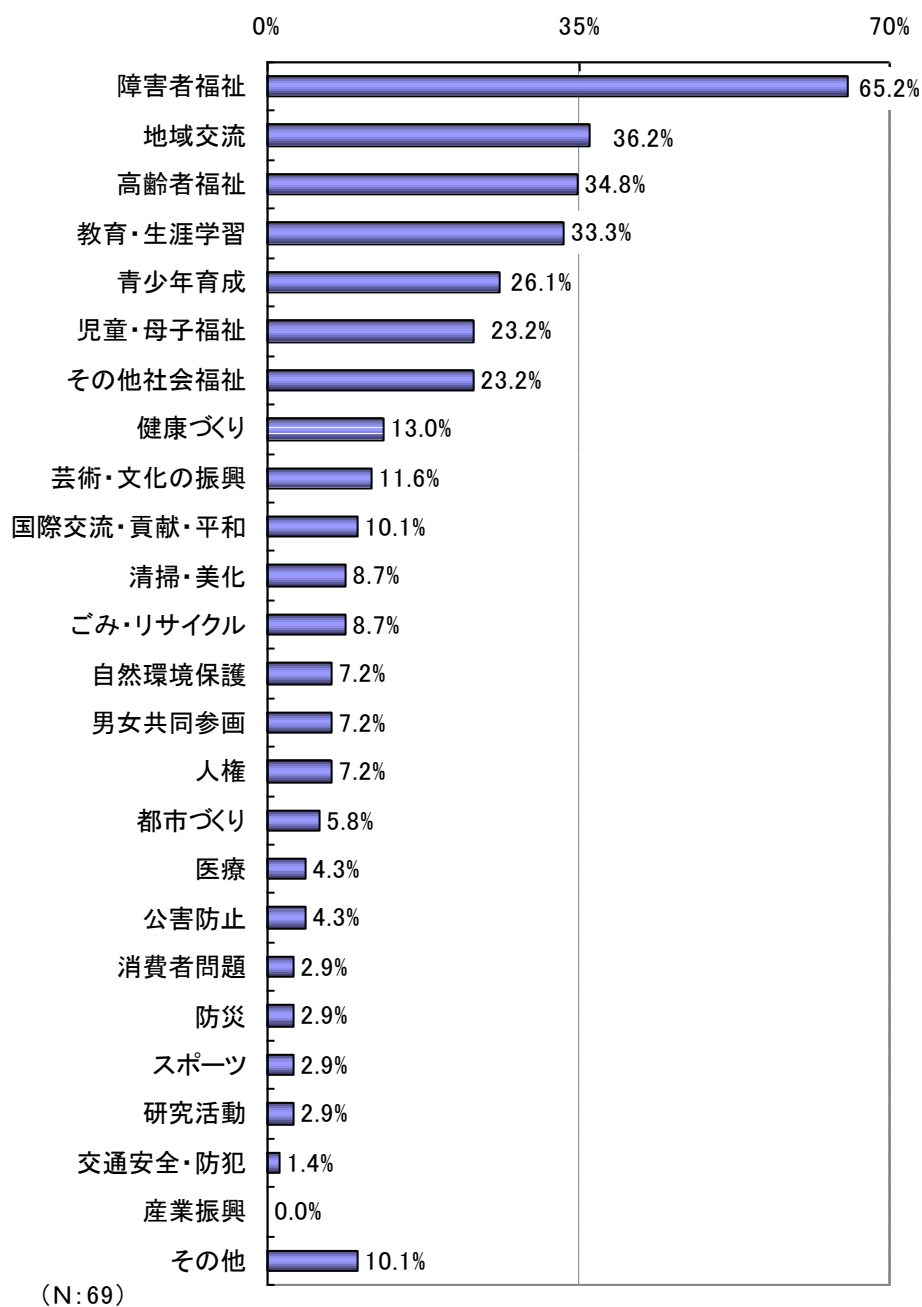
■困っている人を見かけたとき何もしない理由



(7) NPO、ボランティア団体等の活動について

市内で活動するNPO、ボランティア団体等の活動内容に対するアンケートを見ると「障害者福祉」に関する活動が65.2%と最も多く、次いで「地域交流」の36.2%、「高齢者福祉」の34.8%、「教育・生涯学習」の33.3%などが上位に上げられています。各団体がこれらの活動を続けていますが、アンケートによるとそれぞれの団体の平均年齢は「50歳～60歳代」が56.5%を占め、各団体の高齢化が進んでいます。若い世代の加入、若い世代の新たな取り組みなどが課題です。

■取り組んでいる活動分野



第3章

地域福祉施策の推進の方向

第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、「自助・共助・公助」を基本に市民、事業者、行政、関係機関、ボランティア団体、NPOの協働のもとに、人と人との支え合う福祉コミュニティの実現を目指し「ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり」を基本理念とします。

■盛岡市が目指す地域福祉計画の基本理念と基本目標

基本理念

ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり

基本目標

- 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち
- 福祉サービスが利用しやすいまち
- みんなが地域活動に参加するまち

2 基本目標

(1)人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち

住み慣れた地域で、誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、お互いに支え合い助け合うことにより、安心して暮らせるまちを目指します。

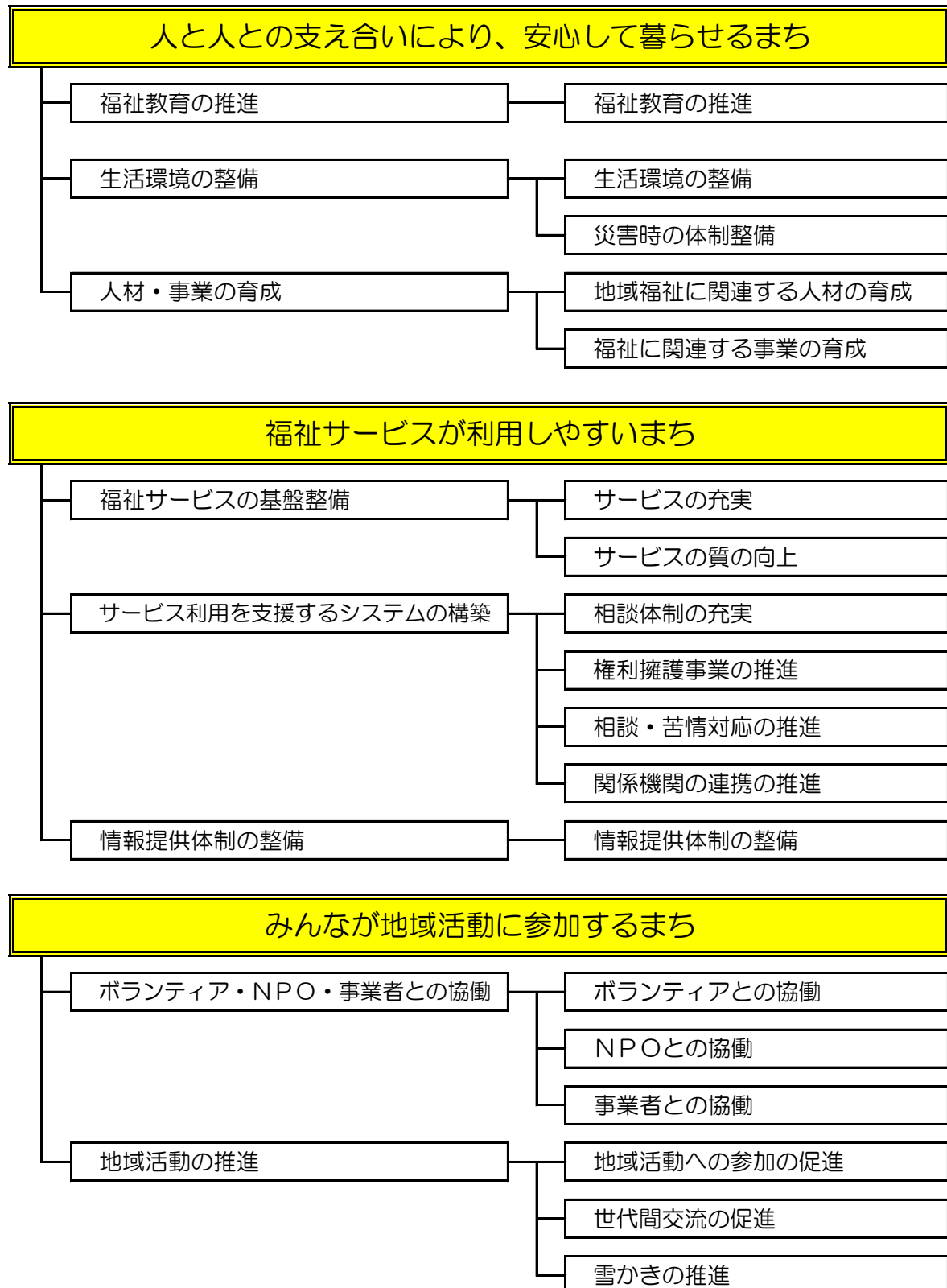
(2)福祉サービスが利用しやすいまち

市民のニーズが福祉サービスと適切に結びつくようにするとともに、利用者の権利を守り、必要なサービスが利用しやすいまちを目指します。

(3)みんなが地域活動に参加するまち

一人ひとりが地域の一員としてともに支え合う意識を持ち、地域活動に進んで参加するまちを目指します。

3 施策の体系



第2部
各論

第1章

人と人との支え合いにより、
安心して暮らせるまち

第1章 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち

1 福祉教育の推進

現 状

- ◇学校におけるボランティア教育としては、市内の福祉施設を利用した体験学習やボランティア活動等が年間計画に沿って積極的に行われています。
- ◇ボランティア活動をしたことがあると答えた18歳以上の人の割合は、28.2%と少ない状況です。

課 題

- ◆高齢者やボランティアに関する児童生徒の活動に対しては、今後さらに学校や地域での啓発活動及び実践活動を充実させる必要があります。アンケート調査にもあったように、授業以外の場においては十分な対応ができないことも見られるため、学校と福祉関連施設との連携のもとに協力体制の充実が必要です。
- ◆各世代で福祉について学習する機会が少なく、福祉に対する意識の啓発に努める必要があります。

施策の方向

- ◎子どもから大人まで、生涯にわたりそれぞれの段階で地域福祉に対する理解を深める教育を推進します。また、学校や地域、職場において、障害のある人もない人もともに活動することにより、福祉に関し幅広く学ぶ機会が得られるよう推進します。



2 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備

現 状

◇子どもや高齢者、障害者などすべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自由に外出し、それぞれの能力を生かしながら、地域活動、学習活動、スポーツ活動、レクリエーション活動などさまざまな活動に参加できる環境づくりが進められています。

課 題

◆多くの人が利用する施設は全ての市民が使いやすく快適なものになっていないかもしれません。*バリアフリーや、*ユニバーサルデザインを取り入れた施設づくりが進められていますが、まだ十分とは言えません。

*バリアフリー

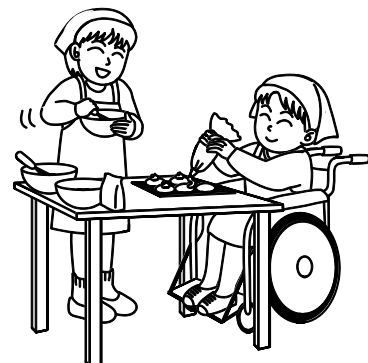
障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリアー）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、現在ではより広く、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも使われるようになった。

*ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方で、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。

施策の方向

◎国が定めた法律や県の条例等関連法令との整合をとりながらひとにやさしいまちづくりの推進に努めます。



(2)災害時の体制整備

現 状

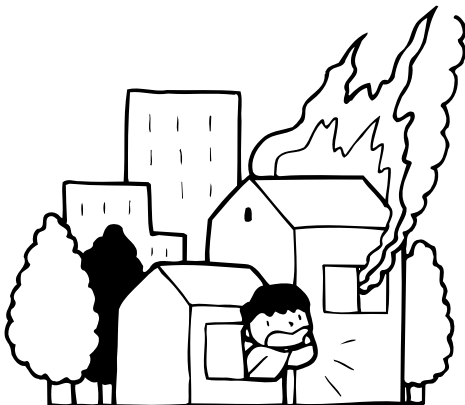
- ◇災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、普段からの住民の防災に対する意識の高揚と地域の連帯感が不可欠です。民生委員・児童委員、地域住民、社会福祉協議会、ボランティアの協力を得ながら、地域の高齢者や障害者の安否確認や被災状況の把握に努めています。
- ◇日本赤十字社や社会福祉協議会を窓口として、災害救護をはじめとする地域のニーズに応じた社会福祉活動等に幅広く参加・協力しているNPOやボランティアの活動の支援に努めています。

課 題

- ◆防災に対する市民一人ひとりの意識の高揚を図ることはもちろん、各地域において活動が期待される自主防災組織結成など地域の連携体制構築について、町内会長等を通じた働き掛けを行う必要があります。さらに、災害発生時における被害の軽減を図るために、自主的な活動を行うNPOやボランティアを災害時に幅広い知識や技能を持って迅速かつ的確に活動できるよう市社会福祉協議会等と協力して養成していかなければなりません。

施策の方向

- ◎地域防災活動の充実を図り、地域内で支援し合える体制の構築を目指します。
- ◎市社会福祉協議会と連携しながら災害ボランティア、ボランティアコーディネーターの養成をさらに進めていきます。



3 人材・事業の育成

(1) 地域福祉に関連する人材の育成

現 状

◇地域で生活を送る高齢者や障害者を支えていくためには、さまざまな福祉サービスが必要です。見守り、安否確認など誰もが取り組めるものから、介護サービスといった高度な知識や技術を必要とするものまで多種多様なサービスが求められています。

課 題

◆福祉サービスを担うのは人材です。支援を必要とする方々が、地域で生活するさまざまな局面で適切なサービスを受けることができるよう、福祉に熱心な市民の発掘から、専門職の資質の向上まで、地域福祉に関する人材の幅広い育成が必要です。

施策の方向

◎さまざまなニーズに対応した研修を開催し、地域福祉の担い手の育成に努めます。

(2) 福祉に関連する事業の育成

現 状

◇市民の福祉ニーズに的確に対応するためには、多様な福祉サービスが提供される必要があります。例えば、高齢者の分野では、介護保険の適用されるサービスから介護保険適用外のサービスまで、さまざまなサービスが提供されています。今後とも、市民の福祉ニーズに合ったサービスのあり方を検討していく必要があります。

課 題

◆市民の福祉ニーズに合った多様なサービスの提供は、行政や民間事業者だけでなく、NPOなど多様な主体が事業に参加することにより実現が可能となります。そこで、できるだけ多くの民間事業者やNPOが事業主体として参加できる環境を整備するなど、福祉に関連する事業を育成し、発展させることが求められます。

施策の方向

◎民間事業者やNPOなど幅広い事業主体の福祉関連事業への参加を促進します。

第2章

福祉サービスが利用しやすいまち

第2章 福祉サービスが利用しやすいまち

1 福祉サービスの基盤整備

(1) サービスの充実

現 状

- ◇「盛岡市障害者福祉計画」、「盛岡市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」及び「もりおか健康 21 プラン」の各計画により、高齢者、障害者、子育てをしている家庭が必要なときにサービスの利用ができ、安心して生活ができるようサービスの基盤整備を行っています。

課 題

- ◆サービス基盤の整備やサービス利用該当者に対する制度の周知等に努め、利用の拡充を図る必要があります。

施策の方向

- ◎上記の各計画等の目標値に応じたサービス基盤の整備を図るために民間事業者や各種団体などのサービス提供者の育成及び制度の周知に努めます。



(2) サービスの質の向上

現 状

- ◇福祉サービスの充実だけでなく、サービスの質の向上を図らなければなりません。これからは質そして内容が問われます。
- ◇事業者は、サービス従事者の研修や先進事例の研究などにより、福祉サービスの向上を図っています。

課 題

- ◆サービス提供事業者が利用者の個別ニーズに対応できるよう、職員の資質の向上に努めるとともに、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することが必要です。

施策の方向

◎福祉サービス第三者評価の普及を推進し、福祉サービスの質の向上を図ります。

2 サービス利用を支援するシステムの構築

(1) 相談体制の充実

現 状

◇いつでも、誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近なところにあることにより、多くの問題解決が図られることから、それぞれの地域において相談体制を整えることが求められます。現在、民生委員・児童委員が地域の相談窓口として活動しています。こうした活動の中で相談の内容によっては、地域の身近な相談窓口では対応できない場合や、緊急の対応が必要な場合などについては、専門機関につなげることができる相談体制を推進しています。

課 題

- ◆福祉に関するニーズが複雑化、多様化するなかで孤立やひきこもりなどサービス利用に結びつきにくい事案を発見する体制も必要となります。
- ◆地域で把握されたニーズに対して、専門的に対応できる保健・医療・福祉の相談体制を整備していく必要があります。

施策の方向

◎誰もが相談しやすいような気軽な相談体制の充実に努めます。また、各種制度の周知に努めます。

(2) 権利擁護事業の推進

現 状

◇自己判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の権利を擁護する制度として、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度がありますが、一般市民はもとより、福祉サービスに携わる人においても制度の周知や学習の機会が少ない状況にあります。

課 題

- ◆地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の内容を、福祉サービス提供者はもとより、利用者やその家族等の理解を深めるための広報活動が必要です。
- ◆権利擁護制度の利用者は、自らサービス利用を積極的に申し込むことは困難です。地域においては高齢者や障害者等の相談支援活動を担っている民生委員・児童委員や在宅介護支援センター職員、介護支援専門員、障害者相談員などにより、権利擁護が必要な方への相談支援等を行い、権利擁護に関する制度につなげることが必要です。

施策の方向

◎権利擁護に関する制度について、広報活動を進め市民や福祉サービス事業者などの理解を深めます。

(3) 相談・苦情対応の推進

現 状

◇福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者ごとに苦情解決の窓口の設置など適切な苦情の解決に努めることとされています。市の福祉担当課に寄せられた苦情は、内容を確認し、福祉サービス事業者に伝え改善を要請しています。

◇利用している福祉サービスの苦情等をどこに相談したらよいか分かりづらい状況です。

◇福祉サービス利用者は、直接福祉サービス事業者に苦情を述べにくい状況にあります。

課 題

- ◆福祉サービスに対する苦情を気軽に相談でき、的確に対応できるようにする必要があります。

施策の方向

- ◎市社会福祉協議会と連携し、福祉サービスに対する苦情の早期解決と苦情解決機関の市民への周知に努めます。

(4)関係機関の連携の推進

現 状

- ◇介護保険制度の導入に伴い、要介護と要支援の高齢者については、介護支援専門員（ケアマネジャー）が保健・医療・福祉の各種サービスを結び付けるケアマネジメントが実施されています。障害者についても、平成15年度から、施設や福祉サービスを利用者自らが選ぶ、支援費制度が開始されました。

課 題

- ◆地域における生活を支援するため、保健・医療・福祉、さらに教育、就労など幅広いサービスを総合的に提供する手法として、障害者のケアマネジメントの推進が求められています。児童を取り巻く環境も、世帯構成の変化、生活様式の変化、都市化の進行などとともに大きく変化しています。子育て家庭の不安の増大や児童虐待の増加など児童に関わる諸問題についても、関係機関の連携による対応が重要となっています。このように、さまざまな場面で、各分野の連携による対応が求められています。

施策の方向

- ◎地域における市民の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉、その他の関係機関の連携に努めます。

3 情報提供体制の整備

現 状

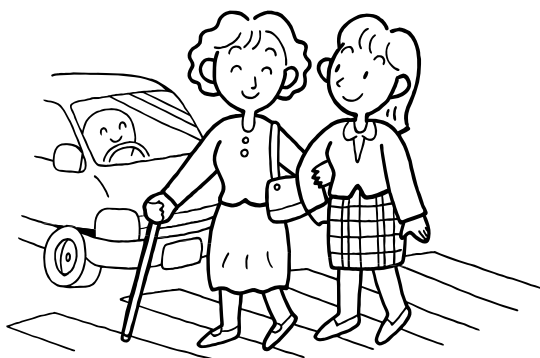
- ◇福祉ニーズの多様化に伴い、さまざまな福祉サービスが行政や事業者など多様な供給主体から提供されています。また、介護保険制度の導入をはじめとして、福祉サービスが従来の措置から契約による利用制度へと移行しており、利用者は事業者と対等な関係に基づきサービスを選択しています。

課 題

- ◆利用者が自分に合ったサービスを選択し利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に提供されることが必要です。

施策の方向

◎インターネットなど情報技術を活用しながら、市民に分かりやすい情報の提供に努めます。



第3章

みんなが地域活動に参加するまち

第3章 みんなが地域活動に参加するまち

1 ボランティア・NPO・事業者との協働

(1) ボランティアとの協働

現 状

◇ボランティアを育成するため、市社会福祉協議会等が各種講座を開催しています。また、支援活動として各ボランティアグループへの助成、情報の提供、福祉教育のための講師派遣、連絡調整などを行っています。各ボランティアグループでは、実際に活動するメンバーが不足気味で、同じ人が複数の活動に参加しており、メンバーの高齢化とリーダー不足が懸念されています。

課 題

◆今後はボランティア活動に取り組むメンバーの高齢化とリーダー不足を解消するため、さまざまなボランティアグループ等におけるリーダーの養成や幅広い年齢層の人材を発掘する必要があります。

施策の方向

◎市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催し、ボランティアを養成するとともに、ボランティアとの協働を推進します。また、学校との連携により、子どもたちのボランティア活動への参加意識を高めるよう努めます。

(2) NPOとの協働

現 状

◇市内にあるNPOは、福祉サービスをはじめとする公益活動を展開しています。福祉分野で活動する団体では連絡会が組織されるなど団体間の連携が強化されつつあります。

課 題

◆今後も高齢社会はますます進行し、支援を必要とする高齢者や障害者等も増加すると考えられるため、高齢者等立場に立った福祉サービスを提供する団体がますます必要となってきます。

施策の方向

◎福祉サービスを主な活動分野とするNPOとの協働を推進します。

(3) 事業者との協働

現 状

◇事業者（社会福祉を目的とする事業を営業者）の中には、地域の行事に参加したり、施設を地域に開放し、また、地域住民と共同で防火訓練を行うなど、地域と交流しているところもありますが、事業者によって参加の度合いに差があります。

課 題

◆事業者は、さまざまな専門知識や施設などを有しており地域福祉を推進する重要な担い手です。地域活動に対するより多くの事業者の参加が望まれます。

施策の方向

◎事業者も地域の一員として地域活動に積極的に参加する意識の啓発に努め、事業者との協働を推進します。

2 地域活動の推進

(1) 地域活動への参加の促進

現 状

◇地域で行われている町内会活動等への参加は高齢者が多く、若い世代の参加が少ない状況です。

課 題

◆地域活動に対して、自分たちの共有する活動であるとの認識と地域の構成員としての意識の向上が必要です。

施策の方向

◎年齢等に関わらず、障害のある人もない人も、誰もが地域の一員として地域活動に参加する意識の啓発に努めます。

(2) 世代間交流の促進

現 状

◇核家族化や少子化が進む中で、世代間交流が少なくなっていますが、地域等で実施する各種の交流事業などを通じて、子どもから高齢者まで世代を越えてふれあえる機会を催しています。

課 題

- ◆世代間の交流は、支え合いの地域づくりを進めていく上でも、また子育てや高齢者の生きがい活動の一環としても重要であるため、より多くの市民の参加や事業の継続的な実施が必要です。

施策の方向

◎世代間交流事業の促進を図るとともに、世代間交流の意識啓発に努めます。



(3) 雪かきの推進

現 状

◇冬の安全な交通の確保を目指し、主要な幹線路線の除雪に当たるほか、バス路線の主要交差点を中心に凍結防止剤を散布しています。すべての市道を除雪するのは困難であることから、身近な道路は隣近所で協力し合って除雪をするよう町内会に除雪機を貸し出しています。

課 題

- ◆幹線道路に面している世帯からは、除雪された雪が通路に積まれるため、その除雪に非常に苦労していることから除雪後の排雪のシステムについて検討が必要です。また、除雪困難な一人暮らしの高齢者や障害者世帯等に対して、町内会等地域住民の除雪活動が望まれますが、地域住民だけでは手が回らない状況となっています。

施策の方向

- ◎町内会の要望などを踏まえ、排雪システムの検討や除雪機の貸し出しを更に推進します。また、除雪ボランティアの育成を市社会福祉協議会と連携しながら推進します。



第4章

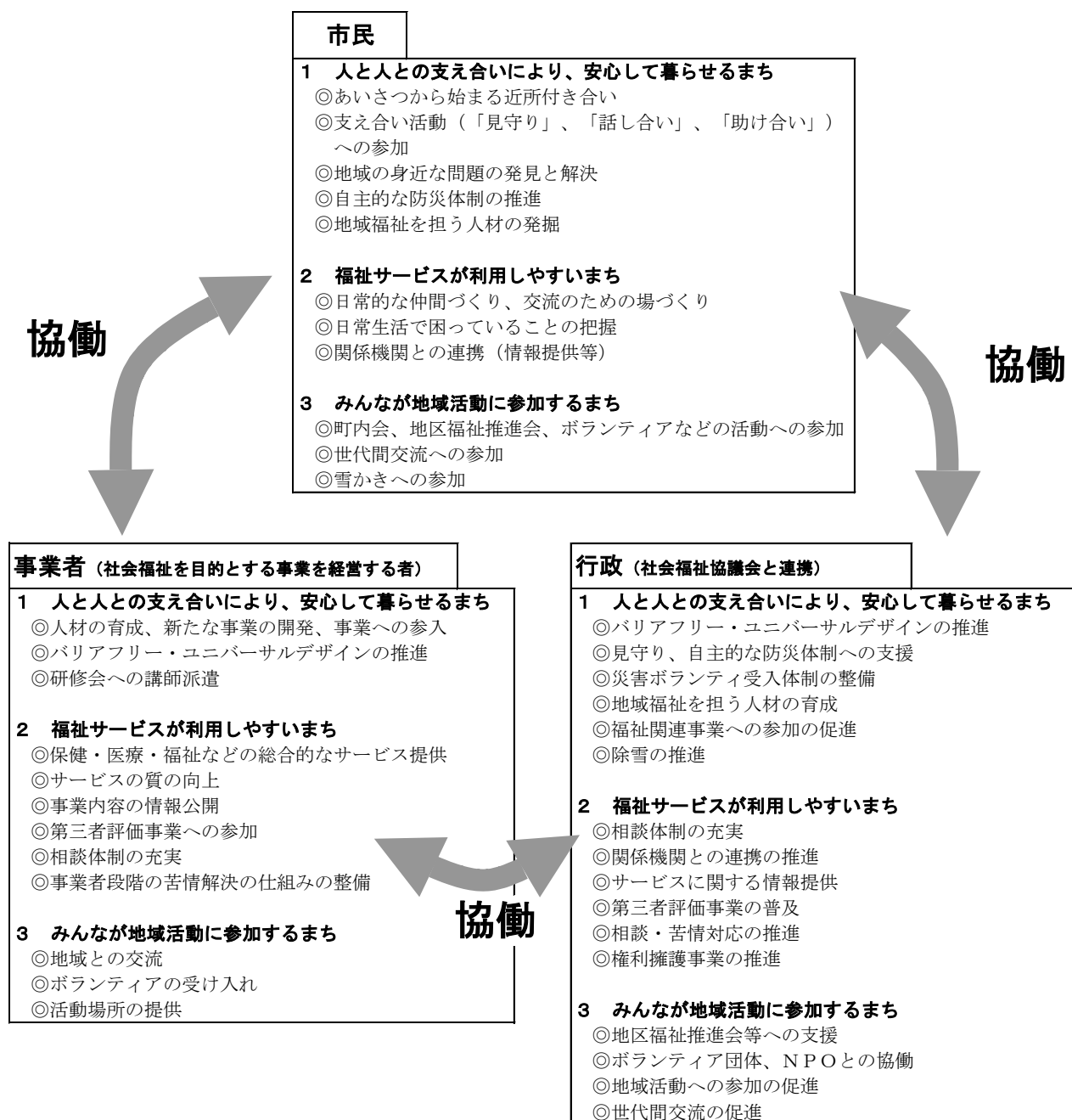
計画の推進

第4章 計画の推進

1 市民、事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進にあたっては、市民、事業者、行政による協働が必要となります。市民、事業者、行政それぞれの主な役割は次のようになります。

市民、事業者、行政の主な役割



2 盛岡市社会福祉協議会との連携による計画の推進

市社会福祉協議会は、地域福祉を推進するため、地域に密着しながら地区福祉推進会育成事業など、さまざまな事業を行っています。

社会福祉法において、地域福祉の推進が社会福祉の理念と規定され、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。

本計画を推進するにあたっては、各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されます。

今後、地区福祉推進会やコミュニティ推進地区を活かした地域ネットワークづくりを検討し、社会福祉協議会と行政とが連携しながら、本計画を推進します。

3 計画の評価

地域福祉計画の評価としては、アンケート調査における地域福祉に関する満足度の割合（「地域に支えられたと感じたことがある」と答えた人の割合）等が指標となります。

地域福祉計画の推進にあたっては、その実効性を確保するため、5年後の見直しの際にアンケート調査を実施するほか、毎年行われる行政評価で、計画の評価を行います。

資料編

■ 調査概要

1. 調査の目的

盛岡市では、皆様の考え方や、生活している地域の状況などいろいろなご意見をおうかがいして、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、「盛岡市地域福祉計画」を策定いたします。

本調査は、計画策定の基礎資料とするために、皆様が地域で暮らしていく上での課題や地域での福祉活動に関するお考えや要望・意見などの把握を目的に、この調査を実施したものです。

2. 調査の内容

- (1) 地域活動について
- (2) 地域の支え合いについて
- (3) ボランティア活動について
- (4) 今後の地域福祉について
- (5) 地域社会について
- (6) ボランティア、NPO法人等の活動について
- (7) その他

3. 調査の対象

- (1) 市民
 - (ア) 市内に在住する 18 歳以上の方（住民基本台帳より無作為抽出）
調査数 2,652 人 回収数 1,360(無効回答 2 含む) 回収率 51.3%
 - (イ) 市内に在住する 12 歳以上 18 歳未満の方（住民基本台帳より無作為抽出）
調査数 248 人 回収数 110(無効回答 1 含む) 回収率 44.4%
- (2) 団体
市内で活動するボランティアグループ、福祉関係団体、NPO法人。
調査数 100 団体 回収数 69 団体 回収率 69.0%

4. 調査の方法

- (1) 市民 郵送法。
- (2) 団体 郵送法。

5. 調査の時期

平成 16 年 2 月

6. 分析・表示について

- (1) 比率は、小数点第 2 位で四捨五入しているため、比率の合計が 100%とならないこともあります。
- (2) グラフ中の N はその項目の有効回答者数で、比率算出の基数となります。
- (3) 複数回答の設問では、原則として、その設問に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出をしているので、比率の合計は 100%を超えます。

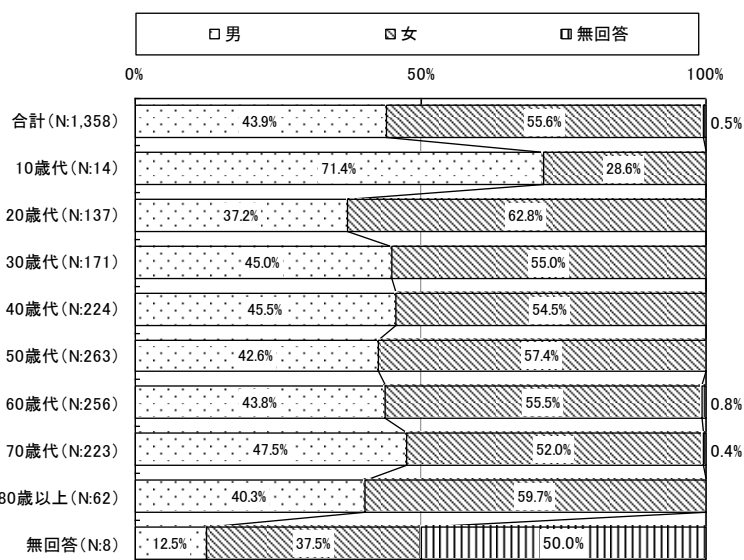
市民18歳以上調査結果より抜粋

■回答者の属性

《性別年代別回答者数》

回答者を性別年代別に見ると、10歳代で男性の回答が女性を上回っている以外は全ての年代で女性の回答が男性を上回っています。

男性と女性の回答割合の差が大きい年代は20歳代の25.6ポイント差となっています。



《年代別盛岡に住んでいる年数》

盛岡市に住んでいる期間（通算した居住年数）を年代別に見ると、30歳代以上は年代が高くなるにつれて割合も高くなっています。

	盛岡市に住んでいる年数						
	合計	5年未満	5年～10年未満	10年～20年未満	20年～30年未満	30年以上	無回答
合計	1,358	7.0	6.5	12.5	17.5	55.7	0.7
10歳代	14	21.4	7.1	71.4	—	—	—
20歳代	137	21.2	21.2	15.3	42.3	—	—
30歳代	171	18.1	12.9	17.5	15.2	35.1	1.2
40歳代	224	5.8	9.8	25.4	21.0	37.1	0.9
50歳代	263	3.8	2.7	12.5	21.7	58.9	0.4
60歳代	256	2.3	1.6	4.3	11.7	79.3	0.8
70歳代	223	0.9	1.3	1.8	6.7	89.2	—
80歳以上	62	1.6	—	6.5	4.8	87.1	—
無回答	8	—	—	—	25.0	37.5	37.5

※網掛けは各年代（表側）で最も多い回答。以降の表も同様とします。

■地域との関わりについて

《年代別地域の人との付き合いの程度》

地域の人とどのような付き合いをしているか年代別に見ると、「顔を合わせればあいさつをする」は各年代とも最も多い割合となっています。

「ほとんど顔も知らない」の回答割合を見ると、10歳代では「顔を合わせればあいさつをする」と同じ50.0%、20歳代では25.5%、30歳代では16.4%と年代が高くなるに従って減少傾向となり、逆に「仲がよくお互いの家を行き来する」や「会えば立ち話をする」割合は、年代が高くなるほど増加していることから、年数を重ねることによる付き合いの親密度が増すと推測されます。

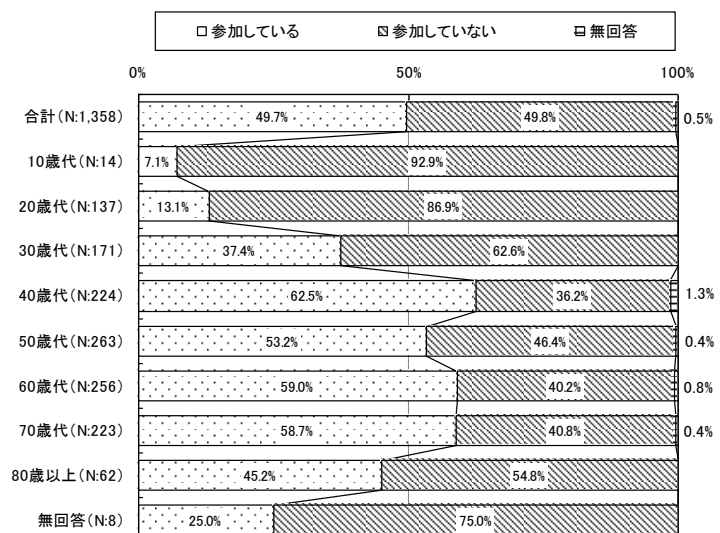
	合計	地域の人とどんな付き合いをしているか						
		仲がよく、 お互いの 家を行き来 する	会えば立 ち話をする	顔を合わ せればあ いさつをす る	顔は知って いるが声を かけること はない	ほとんど顔 も知らない	その他	無回答
合計	1,358	13.4	42.4	77.0	3.9	8.3	0.7	0.6
10歳代	14	—	—	50.0	14.3	50.0	—	—
20歳代	137	3.6	14.6	71.5	6.6	25.5	—	—
30歳代	171	5.8	24.0	80.1	3.5	16.4	—	—
40歳代	224	10.3	34.4	81.7	6.7	6.7	1.3	0.9
50歳代	263	11.4	44.9	82.1	2.3	6.5	0.8	—
60歳代	256	16.4	56.6	76.2	2.0	3.1	0.8	1.2
70歳代	223	26.9	60.5	72.6	2.7	0.4	1.3	0.9
80歳以上	62	19.4	59.7	66.1	6.5	1.6	—	1.6
無回答	8	—	37.5	87.5	—	12.5	—	—

《年代別地域活動の参加状況》

地域活動の参加状況を見ると、「参加している」が49.7%、「参加していない」が49.8%でほぼ同じ割合となっています。

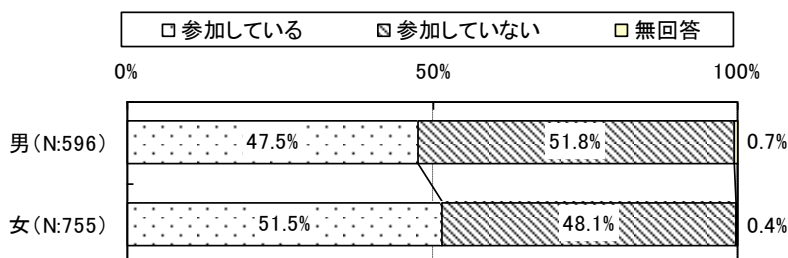
年代別に見ると、40歳代で「参加している」割合が最も高く、10歳代～40歳代では年代が高くなるに従って「参加している」割合も高くなっています。

40歳代～70歳代では、それぞれの年代で過半数が「参加している」と回答しています。



《性別地域活動の参加状況》

地域活動の参加状況を性別で比較すると、「参加している割合」は、女性が 51.5%、男性が 47.5%と女性が男性より 4 ポイント上回っています。



《年代別地域活動の参加意向》

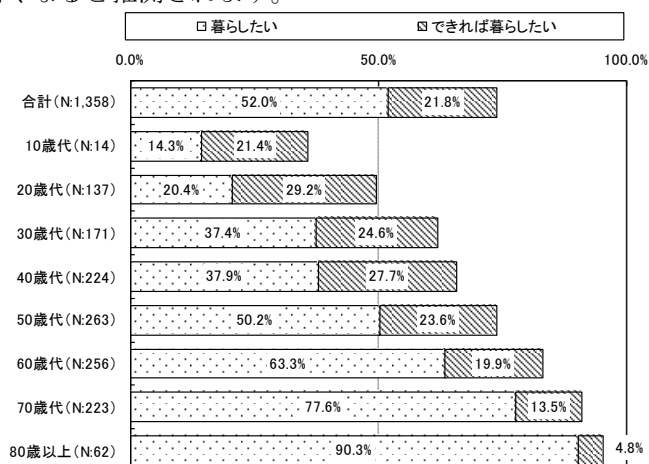
今後、地域活動への参加の依頼があった場合の対応を見ると、「内容によっては参加したい」と回答した割合が 52.9%と最も多い回答となっています。

年代別にみると、「おそらく断る」と回答した割合が最も多い 80 歳以上以外の 10 歳代～70 歳代は「内容によっては参加したい」が最も多い回答となっています。また、「積極的に参加したい」と回答した割合は、20 歳代～60 歳代までは、年代が高くなるに従って回答割合も高くなる傾向にあります。

	サンプル数	積極的に参加したい	内容によっては参加したい	当番制ならする	おそらく断る	その他	わからない	無回答
合計	1,358	10.5%	52.9%	13.3%	14.6%	0.7%	7.2%	0.8%
10歳代	14	0.0%	57.1%	0.0%	35.7%	0.0%	7.1%	0.0%
20歳代	137	2.9%	52.6%	8.8%	21.9%	0.0%	13.9%	0.0%
30歳代	171	4.1%	54.4%	18.1%	12.3%	1.8%	9.4%	0.0%
40歳代	224	5.4%	60.7%	12.5%	12.1%	0.4%	7.6%	1.3%
50歳代	263	10.6%	58.9%	11.4%	11.0%	0.0%	7.6%	0.4%
60歳代	256	18.4%	52.0%	14.1%	7.8%	0.8%	5.5%	1.6%
70歳代	223	15.7%	44.8%	17.9%	17.5%	0.9%	2.7%	0.4%
80歳以上	62	14.5%	25.8%	4.8%	41.9%	3.2%	8.1%	1.6%

《年代別将来も現在の地域で暮らしたいと回答した割合》

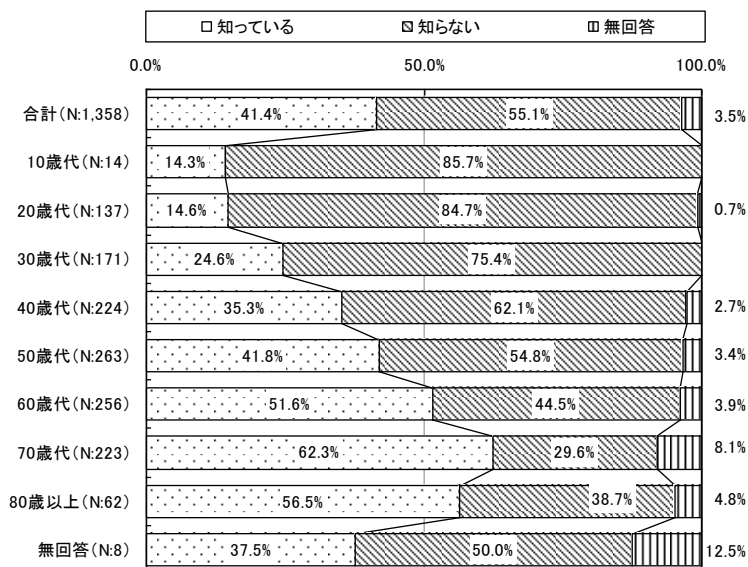
将来も現在の地域で「暮らしたい」または「できれば暮らしたい」と回答した割合の合計を年代別に比較すると、年齢が高くなるに従って回答割合も高くなっていることから、住んでいる期間が長いほど現在の地域に住み続けたい意向が高くなると推測されます。



■地域の支え合いに関する考えについて

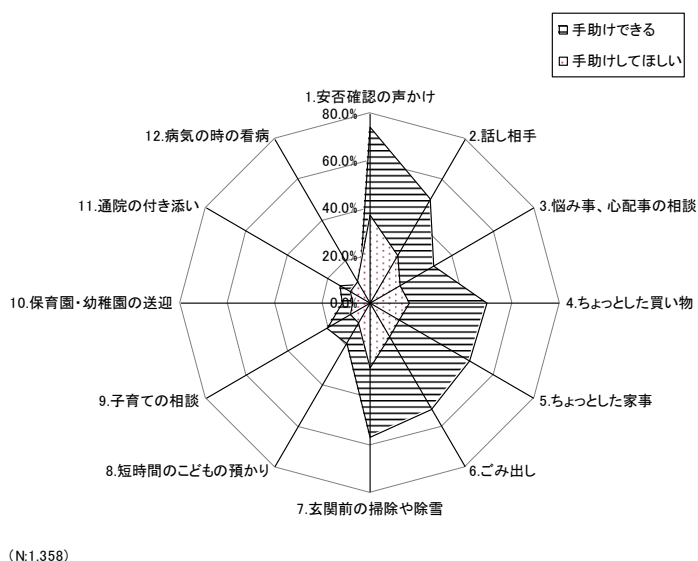
《年代別地区福祉推進会の周知度》

地区福祉推進会が組織され地域福祉活動を行っていることを「知っている」と回答した割合を年齢別に比較すると10歳代～70歳代まで年代が高くなるに従って周知度も高くなっています。



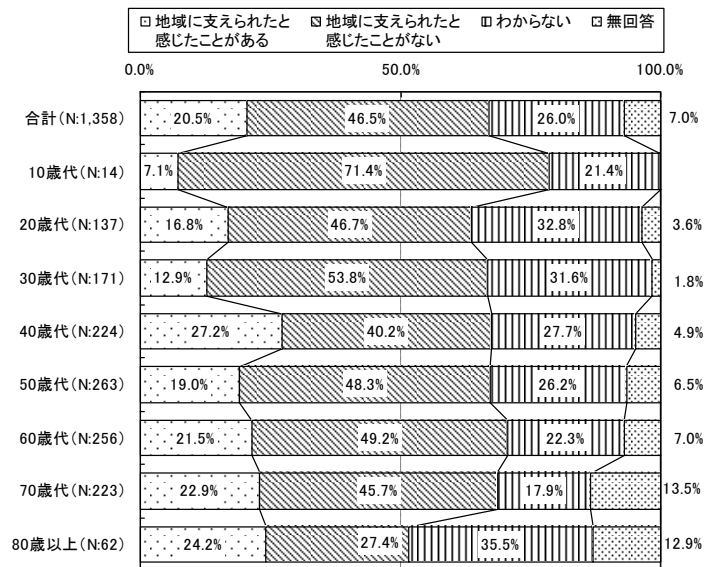
《隣近所で困っている人にできることと隣近所の人に手助けしてもらいたいことの比較》

隣近所で困っている人にできることと隣近所に手助けしてもらいたいことを比較すると、1. 安否確認の声かけから7. 玄関前の掃除や除雪までは、「手助けしてほしい」と回答した割合を「手助けできる」と回答した割合が大きく上回っていますが、8. 短時間の子どものあずかり以降は「手助けしてほしい」と「手助けできる」割合の差が少ないかまたは逆転していることから、隣近所の助け合い以外の手段が必要であると推測されます。



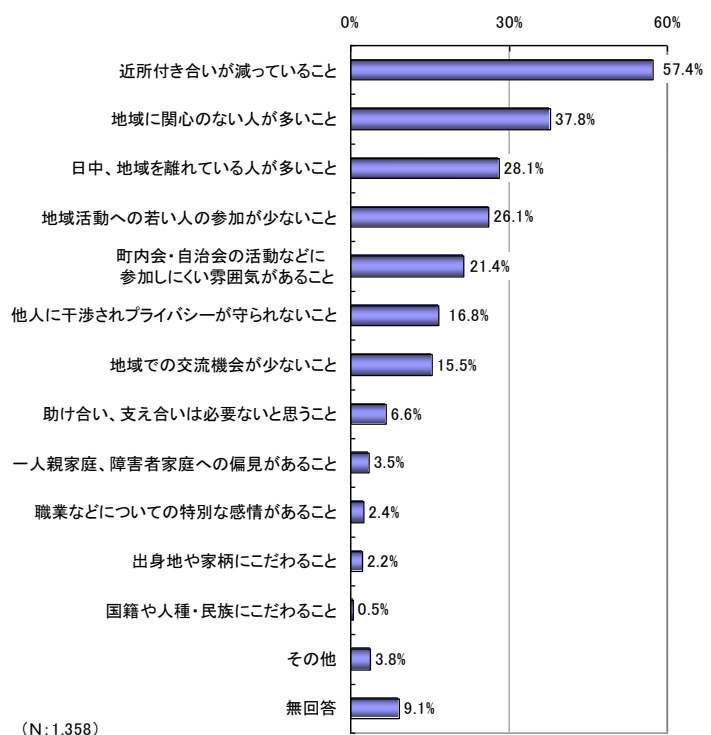
《年代別地域に支えられた(助けられた)ことの有無》

地域に支えられた(助けられた)と感じたことを年代別に見ると、40歳代の27.2%が最も多く、50歳代から80歳以上まで年代が高くなるに従って割合も高くなっています。



《住みよい地域社会を実現していくうえでの問題(3つまで)》

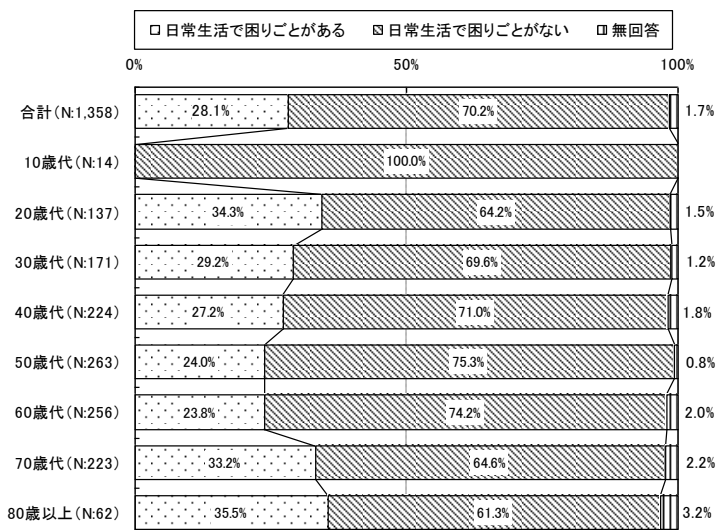
地域の人々がお互いの力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることを見ると、半数以上の57.4%が「近所付き合いが減っていること」をあげています。



《年代別日常生活の困りごと有無》

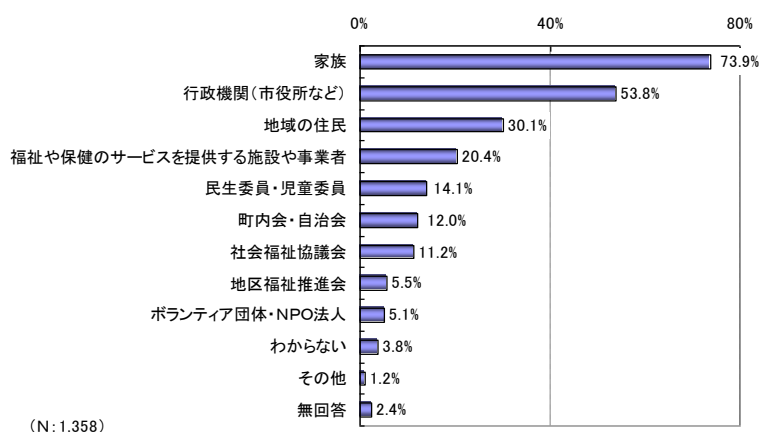
日常生活で困っていることの有無を年代別に見ると、「困りごとがある」と回答した割合は10歳代が0%、20歳代は最も高い80歳代の35.5%に次いで2番目に高い34.3%となっています。

年代別の傾向では、20歳代～60歳代にかけては、年代が高くなるにつれて少なくなる傾向にあり、60歳代で最低となり、70歳代、80歳代と年代が高くなるに従って「困りごとがある」と回答した割合も高くなっています。



《誰もが住み慣れた地域で生活していくために必要な手助けは、誰が(どこが)行うべきか(3つまで)》

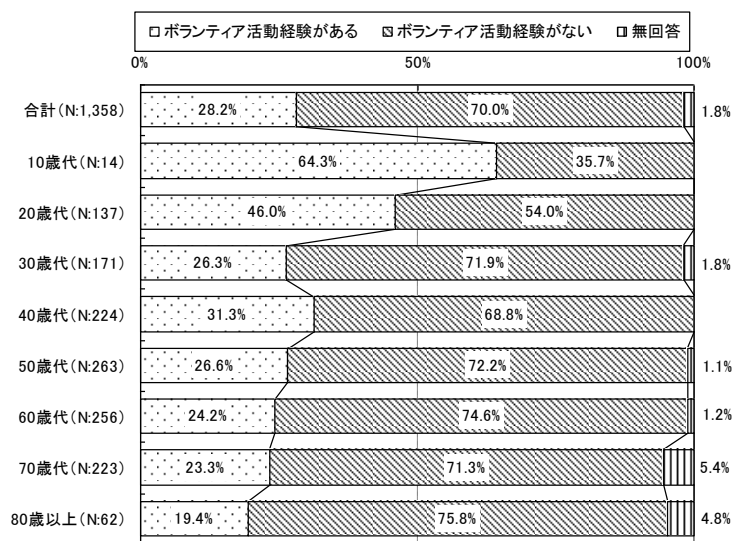
日常生活において困ったことが起きた場合でも、誰もが住みなれた地域で生活していくために必要な手助けは、誰が(どこが)行うべきだと思いますかとの問では、73.9%が「家族」、次いで「行政機関(市役所など)」が53.8%となっています。「地域の住民」は30.1%で3番目となっています。



■ボランティア活動について

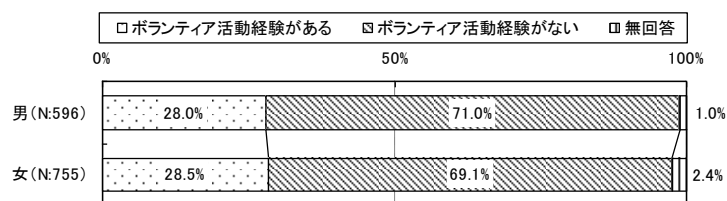
《年代別ボランティア活動の経験》

ボランティア活動の経験の有無を年代別にみると、経験が「ある」と回答した割合が高い順に 10 歳代の 64.3%、20 歳代の 46.0%、40 歳代の 31.3%となっています。年代と経験があると回答した割合を見ると、30 歳代が 40 歳代と比較して低い以外は、年代が高くなるに従って、ボランティアの経験割合が低くなる傾向にあります。



《性別ボランティア活動の経験》

ボランティア活動の経験の有無を性別にみると、経験が「ある」と回答した割合は男性が 28.0%、女性が 28.5%とほぼ同じ割合となっています。



《年代別ボランティア活動の内容》

ボランティアの経験があると回答した 383 人にその内容について尋ねたところ、10 歳代～60 歳代までは、「環境関係」のボランティアが最も多く、70 歳代、80 歳以上では「高齢者関係」が最も多いボランティア活動となっています。

	回答者数	高齢者関係	障害者関係	子育て関係	保健・医療関係	青少年関係	環境関係	その他
合計	383	33.9%	17.2%	8.9%	6.3%	15.7%	50.9%	11.5%
10歳代	9	0.0%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	66.7%	11.1%
20歳代	63	46.0%	23.8%	9.5%	4.8%	11.1%	60.3%	6.3%
30歳代	45	22.2%	24.4%	8.9%	2.2%	6.7%	40.0%	11.1%
40歳代	70	18.6%	24.3%	14.3%	4.3%	24.3%	54.3%	10.0%
50歳代	70	18.6%	4.3%	1.4%	10.0%	20.0%	47.1%	15.7%
60歳代	62	45.2%	21.0%	8.1%	4.8%	9.7%	48.4%	9.7%
70歳代	52	55.8%	7.7%	7.7%	7.7%	19.2%	51.9%	17.3%
80歳以上	12	66.7%	16.7%	25.0%	25.0%	25.0%	41.7%	8.3%

《ボランティア活動の内容の内訳》

高齢者関係（友愛訪問、クラブ活動等への協力支援や施設訪問交流など）
 障害者関係（手話や車椅子補助等社会参加・生活支援や施設訪問交流など）
 子育て関係（託児、育児相談や育児サークルなどの支援や施設訪問交流など）
 保健・医療関係（健康教室等の支援・指導、通院支援や病院訪問交流など）
 青少年関係（悩み相談や交流、地域子供会活動等による健全育成支援など）
 環境関係（自然愛護や美化運動、リサイクル運動など）

《年代別ボランティア活動に参加したきっかけ》

年代別にボランティア活動に参加したきっかけを見ると、年代ごとに傾向が分かれており、20 歳代、30 歳代では「学校の授業などで機会があったから」、30 歳代～60 歳代では「自分たちのために必要だから」、70 歳代、80 歳以上では「人の役に立ちたいから」が最も多くなっています。

	回答者数	困っている人や団体に頼まれたから	人に誘われたから	人の役に立ちたいから	自分たちのために必要な活動だから	楽しそうだから・おもしろそうだから	余暇を有効に活用したいから	趣味や特技を活かしたいから	学校の授業などで機会があったから	つきあいや、やむを得ず	何となく	その他
合計	383	17.8%	17.5%	38.4%	41.5%	7.6%	10.7%	12.3%	20.1%	7.6%	3.9%	5.2%
10歳代	9	11.1%	11.1%	0.0%	22.2%	11.1%	0.0%	0.0%	55.6%	0.0%	11.1%	0.0%
20歳代	63	6.3%	12.7%	23.8%	27.0%	12.7%	6.3%	1.6%	65.1%	0.0%	4.8%	4.8%
30歳代	45	15.6%	24.4%	28.9%	35.6%	13.3%	6.7%	6.7%	26.7%	15.6%	4.4%	0.0%
40歳代	70	11.4%	17.1%	40.0%	44.3%	10.0%	7.1%	11.4%	15.7%	14.3%	4.3%	8.6%
50歳代	70	27.1%	14.3%	31.4%	41.4%	4.3%	7.1%	12.9%	10.0%	7.1%	2.9%	4.3%
60歳代	62	22.6%	22.6%	51.6%	53.2%	3.2%	19.4%	22.6%	1.6%	6.5%	0.0%	4.8%
70歳代	52	23.1%	19.2%	57.7%	48.1%	3.8%	17.3%	21.2%	0.0%	1.9%	5.8%	7.7%
80歳以上	12	25.0%	8.3%	58.3%	50.0%	0.0%	25.0%	8.3%	0.0%	16.7%	8.3%	8.3%

《年代別ボランティア活動を広げるために必要なこと》

年代別にボランティア活動の輪を広げていくために、必要なことはどのようなことかを見ると、「ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う」は、10 歳代～50 歳代までで最も多い割合となっています。

「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」は、60 歳代～80 歳以上で最も多い割合となっています。

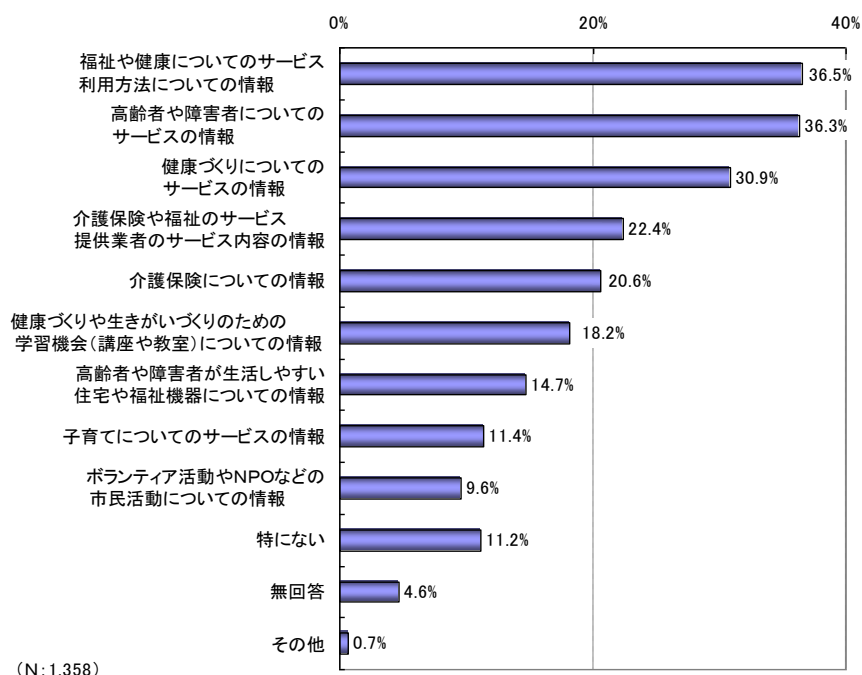
「学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う」は 20 歳代、30 歳代が 40%以上と他の年代と比較して多い割合となっています。

	回答者数	ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する	企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする	学校教育の一環としてボランティア活動を活発に行う	地域での子どものボランティア活動を活発に行う	ボランティア活動に関する相談や拠点となる場所を提供する	ボランティア研修を開催し、人材を養成する	ボランティア活動についての情報提供を積極的に行う	その他	わからない
合計	1358	37.0%	23.3%	34.6%	16.2%	19.3%	23.1%	41.6%	2.4%	8.8%
10歳代	14	28.6%	21.4%	28.6%	35.7%	28.6%	14.3%	42.9%	0.0%	21.4%
20歳代	137	34.3%	29.9%	46.0%	13.9%	19.0%	16.1%	56.2%	2.2%	7.3%
30歳代	171	32.2%	34.5%	40.9%	22.8%	18.7%	17.0%	44.4%	2.9%	9.9%
40歳代	224	41.1%	30.8%	33.5%	18.8%	22.3%	18.8%	45.5%	5.4%	9.4%
50歳代	263	30.8%	25.9%	38.0%	13.7%	19.8%	27.4%	49.4%	2.3%	6.1%
60歳代	256	45.7%	16.4%	28.9%	12.9%	20.3%	29.3%	37.9%	2.3%	8.6%
70歳代	223	38.1%	12.1%	30.0%	16.1%	17.5%	26.0%	26.0%	0.4%	8.5%
80歳以上	62	32.3%	9.7%	22.6%	14.5%	9.7%	22.6%	29.0%	0.0%	14.5%

■地域福祉のあり方について

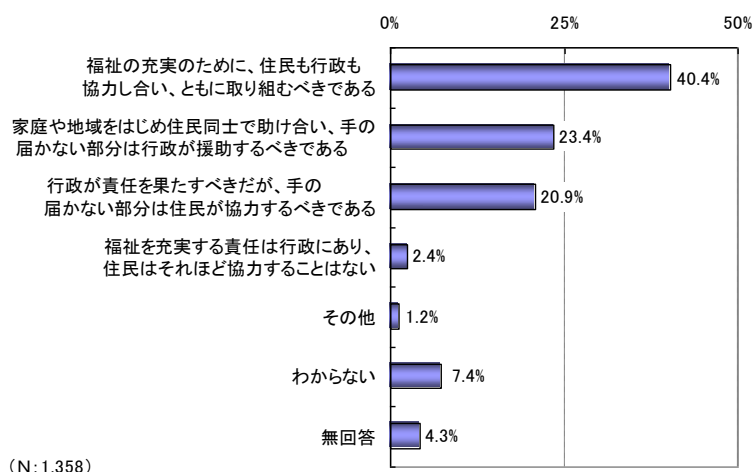
《福祉や健康についてどんな情報を知りたいか(3つまで)》

福祉や健康について知りたい情報はどのようなものかを見ると、多い順に「福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報」が 36.5%、「高齢者や障害者についてのサービスの情報」が 36.3%、「健康づくりについてのサービスの情報」が 30.9%と上位3位までが約3人に1人が知りたい情報となっています。



《地域福祉を充実させていくうえでの、住民と行政との関係》

地域福祉を充実させていくうえで、住民と行政との関係はどうあるべきか尋ねたところ、住民と行政が協働する「福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」との考えが 40.4%と最も多い回答となっています。

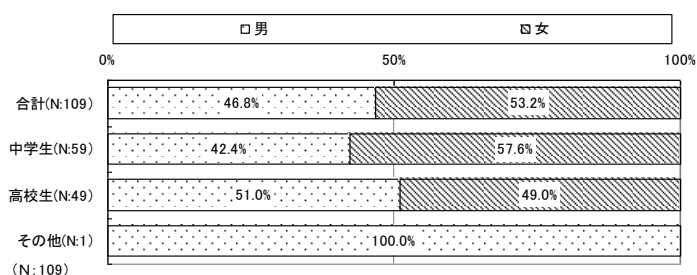


市民12歳以上18歳未満の調査結果より抜粋

■回答者の属性

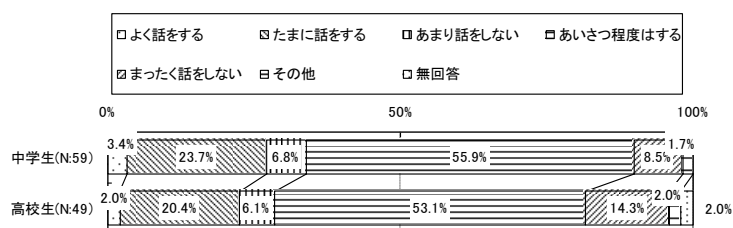
《性別在学区分》

性別で中学生および高校生を比較すると、中学生は女性が男性を上回り、高校生は男性が女性を上回る回答となっています。



《中学生・高校生別近所の大人との付き合いの状況》

近所の大人との付き合いについて、中学生、高校生別に見ると、「よく話をする」、「たまに話をする」、「あまり話をしない」、「あいさつ程度はする」と回答した割合はそれぞれ中学生が高校生を上回っています。「まったく話をしない」と回答した割合では、高校生が中学生を上回っていることから、中学生と比較して高校生は、大人と距離を置くようになると推測されます。

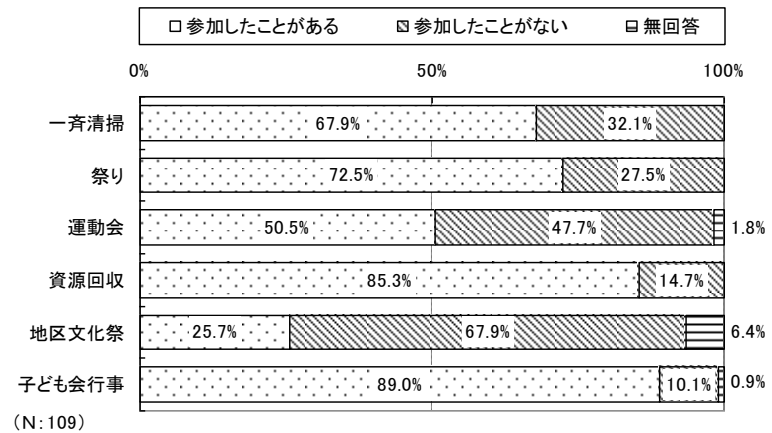


■地域社会について

《中学生・高校生別町内の行事の参加状況、参加意向》

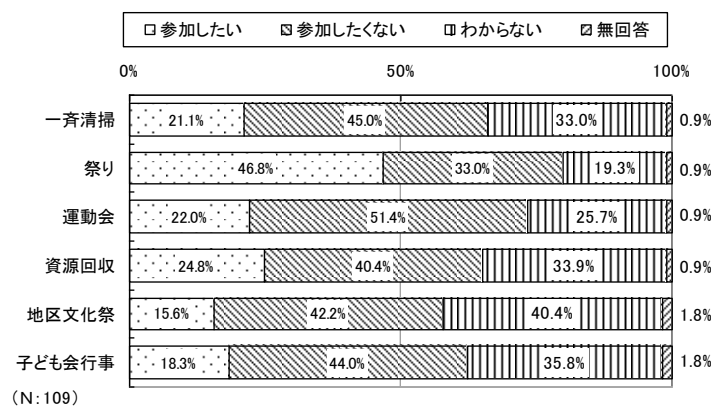
【参加状況】

町内の行事の参加状況を見ると、参加したことがある行事で「地区文化祭」の25.7%以外はすべて半数以上の参加経験があり、特に「子ども会行事」の89.0%、「資源回収」の85.3%が高い参加率となっています。



【参加意向】

町内の行事の参加意向を見ると、「祭り」が46.8%で最も多くが参加したい町内行事となっています。「参加したい」及び「参加したくない」と回答した割合を比較すると、「祭り」は「参加したい」が「参加したくない」を13.8ポイント上回っている以外はすべての行事で「参加したくない」が「参加したい」を上回り、なかでも「運動会」が最も大きく29.4ポイント上回っています。

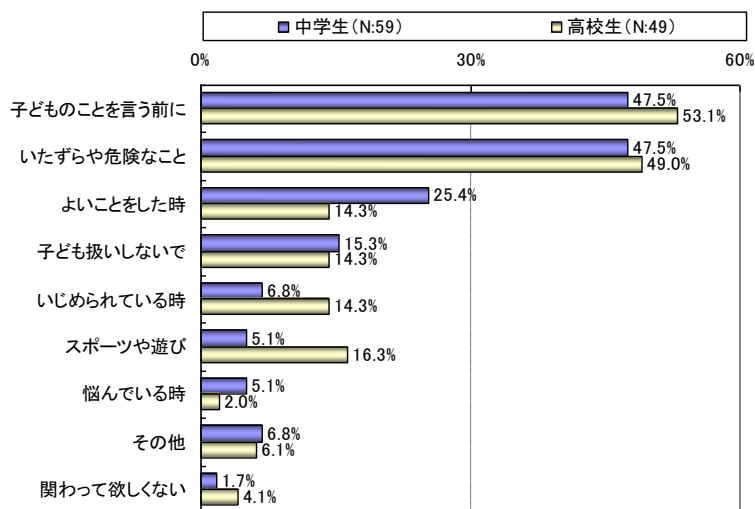


《中学生・高校生別大人たちにしてもらいたいこと》

中学生・高校生別に隣近所や地域の大人たちにしてもらいたいことを見ると、「子どものことを言う前に、大人がきちんとして欲しい」は、中学生、高校生ともに最も多い意見となっています。特に高校生は過半数があげています。

中学生と高校生の回答割合の差が大きい項目では、「よいことをした時にはほめて欲しい」では中学生が高校生を 11.1 ポイント上回り、中学生の意見がより強く出ています。

逆に「スポーツや遊びを一緒にして欲しい」は、高校生が中学生の回答割合を 11.2 ポイント上回り、高校生の意見が強く出ています。



グラフの省略カテゴリーの内容

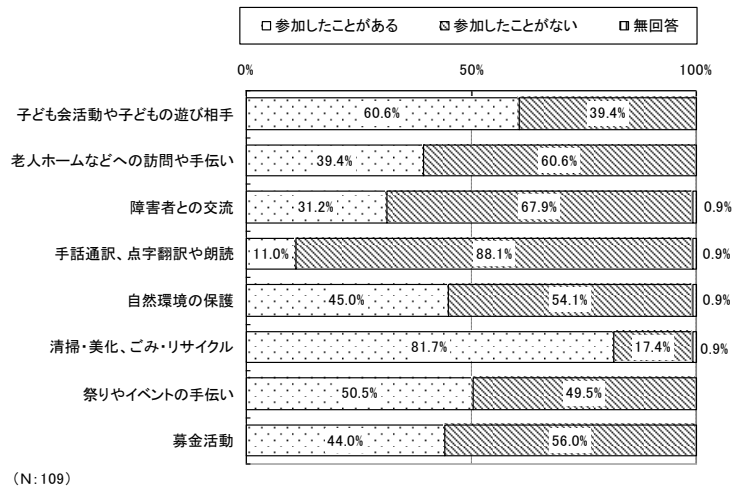
子どものことを言う前に	子どものことを言う前に、大人がきちんとして欲しい
いたずらや危険なこと	いたずらや危険なこと、人に迷惑がかかることをしていたら注意して欲しい
よいことをした時	よいことをした時にはほめて欲しい
子ども扱いしないで	子ども扱いしないで、意見を聞いて欲しい
いじめられている時	いじめられている時は助けて欲しい
スポーツや遊び	スポーツや遊びを一緒にして欲しい
悩んでいる時	悩んでいる時は、相談にのって欲しい
その他	その他
関わって欲しくない	関わって欲しくない

■ボランティア活動について

《参加経験のあるボランティア活動、参加してみたいボランティア活動》

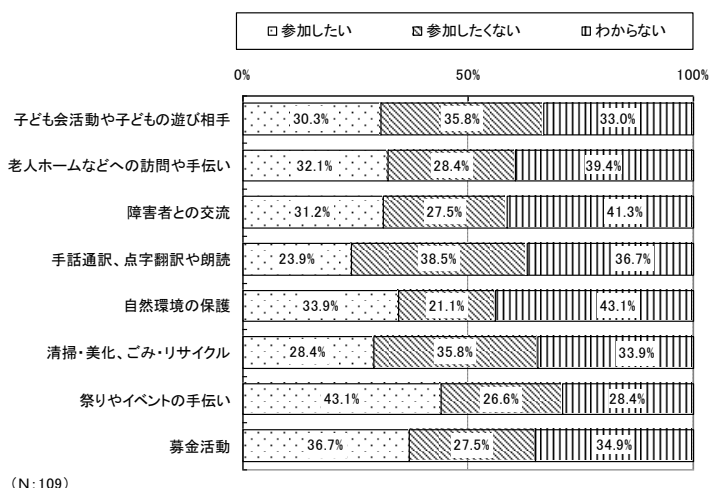
【参加経験のあるボランティア活動】

参加経験のあるボランティア活動では、「清掃・美化、ごみ・リサイクル」、「子ども会活動や子どもの遊び相手」などが参加経験の多いボランティア活動となっています。



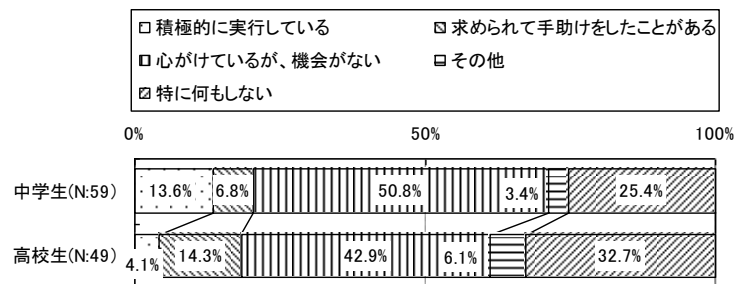
【参加意向】

参加してみたいボランティア活動では、「祭りやイベントの手伝いボランティア活動」が43.1%で最も高く、参加経験で最も低い「手話通訳、点字翻訳や朗読」が参加意向でも同様に最も低いボランティア活動となっています。また、参加したくないボランティア活動では、参加してみたいボランティア活動で最も低い「手話通訳、点字翻訳や朗読」、参加経験の多い活動の「子ども会活動や子どもの遊び相手」と「清掃・美化、ごみ・リサイクル」が高い割合となっています。



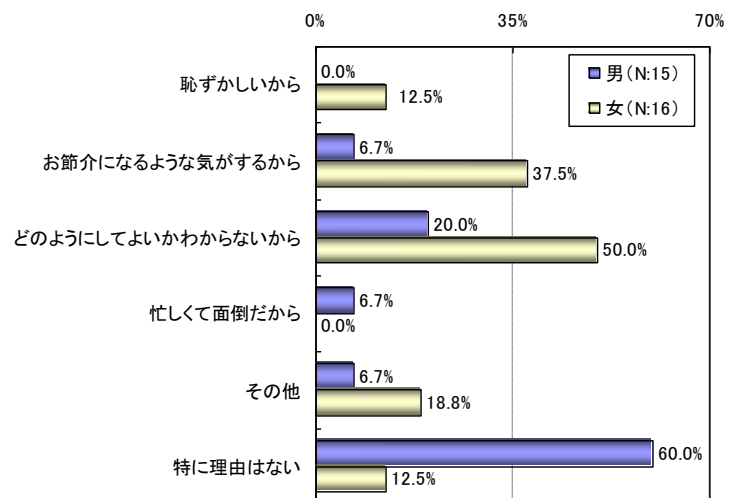
《中学生、高校生別まちで困った人を見かけた時、手助けをしているか》

中学・高校生別にまちで困っている人を見かけた時の対処を見ると、「積極的に実行している」割合は、中学生が高校生を上回っています。「求められて手助けをしたことがある」割合は、高校生が中学生を上回っています。また、「特に何もしない」は高校生が中学生を7.3ポイント上回ることから、困っている人を手助けしている割合は、全体的に中学生が高校生を上回っています。



《性別まちで困った人を見かけた時、特に何もしない理由》

性別にまちで困っている人を見かけた時に特に何もしない理由では、女性では「どのようにして良いかわからないから」が50.0%で最も多く、男性では「特に理由はない」が60.0%で最も多い理由となっています。

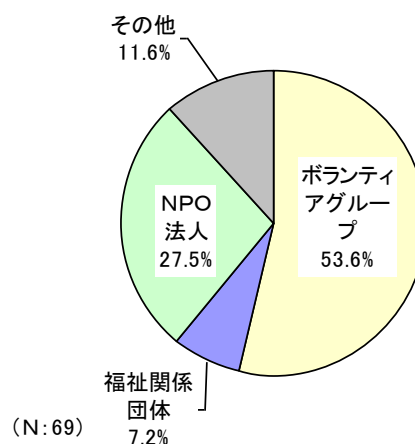


団体の調査結果より抜粋

■回答者の属性について

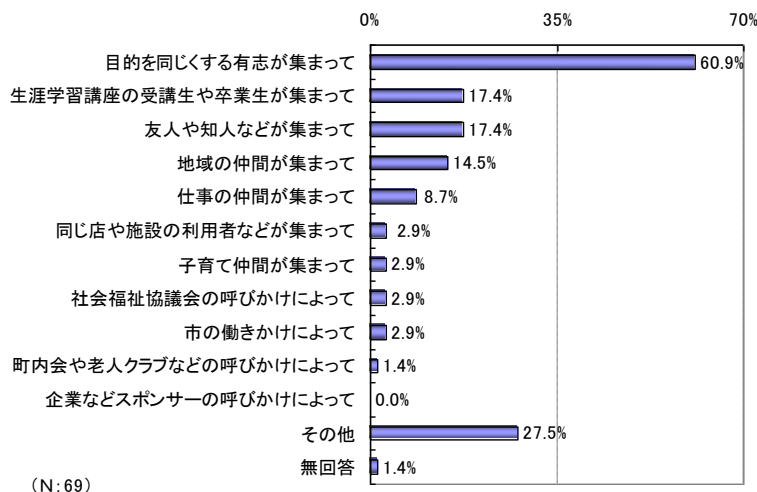
《団体の種類》

回答があった69団体の種類では、「ボランティアグループ」が53.6%で最も多く、次いで「NPO法人」、「福祉関係団体」の順となっています。



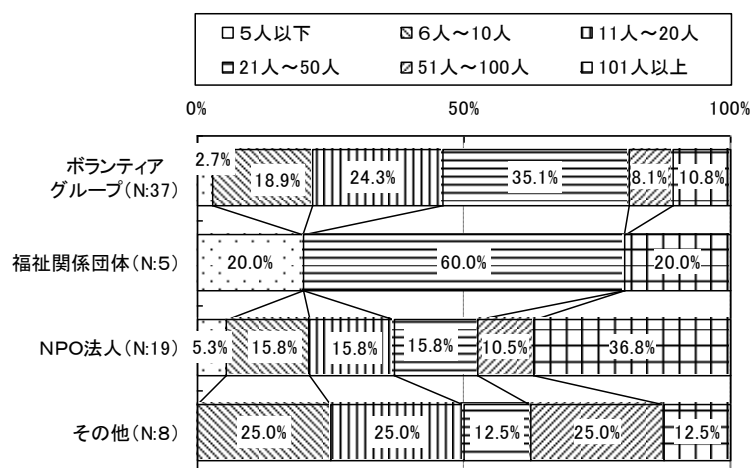
《団体の活動をはじめた(設立された)きっかけ、いきさつ》

それぞれの団体が活動をはじめた(設立された)きっかけ、いきさつについて見ると、「目的を同じくする有志が集まって」が60.9%と最も多い回答となっています。



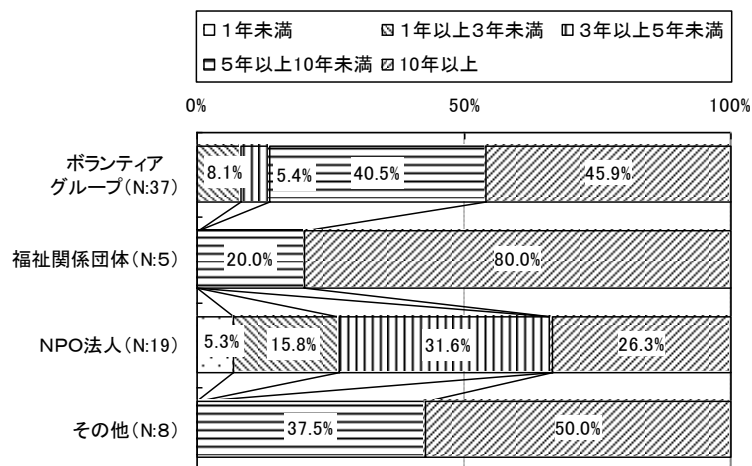
《団体の種類別メンバーの人数》

それぞれの団体別にメンバーの人数を見ると、ボランティアグループと福祉関係団体は「21 人～50 人」の構成が最も多く、NPO法人では「101 人以上が最も多いメンバーの人数となっています。また、「5 人以下」と最も人数の少ない団体は、その他以外の各団体に 1 団体ずつあります。



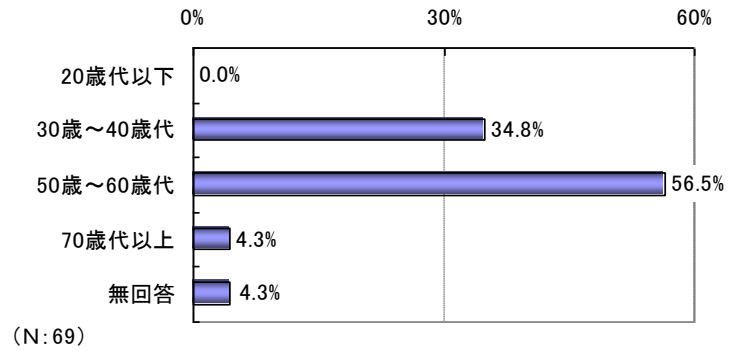
《団体の種類別活動年数》

それぞれの団体別に活動年数を見ると、ボランティアグループは「5 年以上（5 年以上 10 年未満+10 年以上）」が 86. 4%、同様に福祉関係団体は「5 年以上」が 100%、NPO法人では 26. 3%とNPO法人の活動は他の団体と比べて、比較的歴史が浅い活動となっています。



《団体の平均年齢》

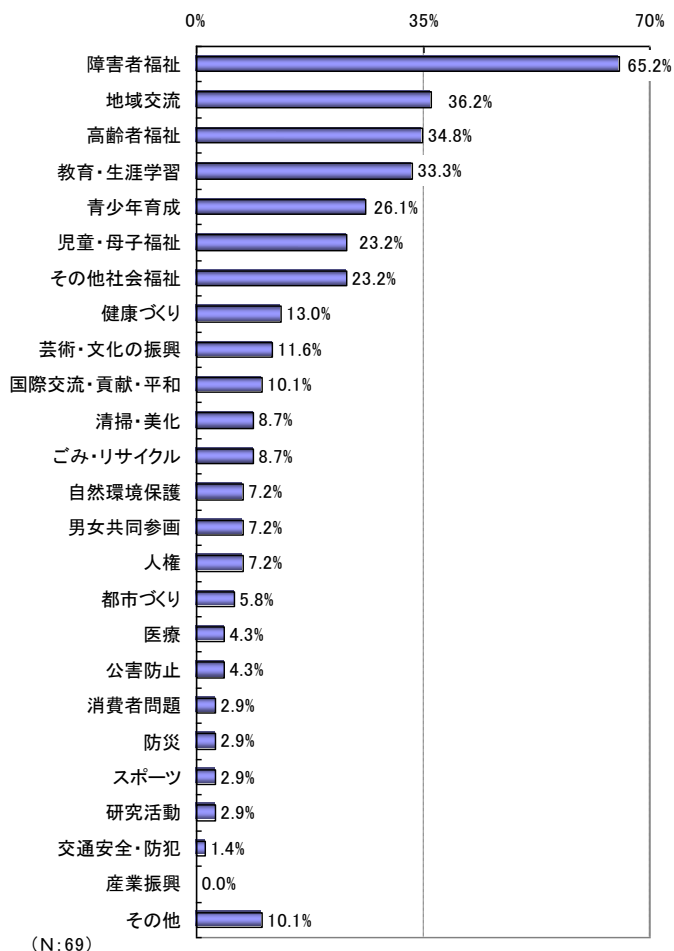
それぞれの団体のメンバーの平均年齢を見ると、20 歳代以下の団体はなく、最も多い平均年齢は「50 歳～60 歳代」と年長者が中心となって活動している団体が多い結果となっています。



■活動について

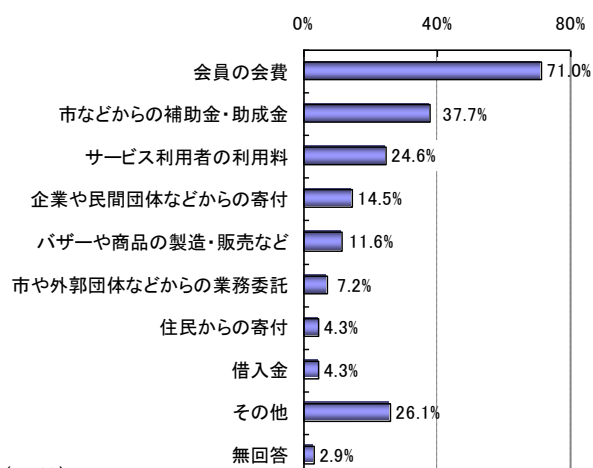
《取り組んでいる活動分野(あてはまるものすべて)》

各団体が行っている活動分野では、「障害者福祉」が65.2%と最も多く、回答があった3分の2の団体が行っています。次いで、「地域交流」、「高齢者福祉」、「教育・生涯学習」については、3分の1の団体が行っています。



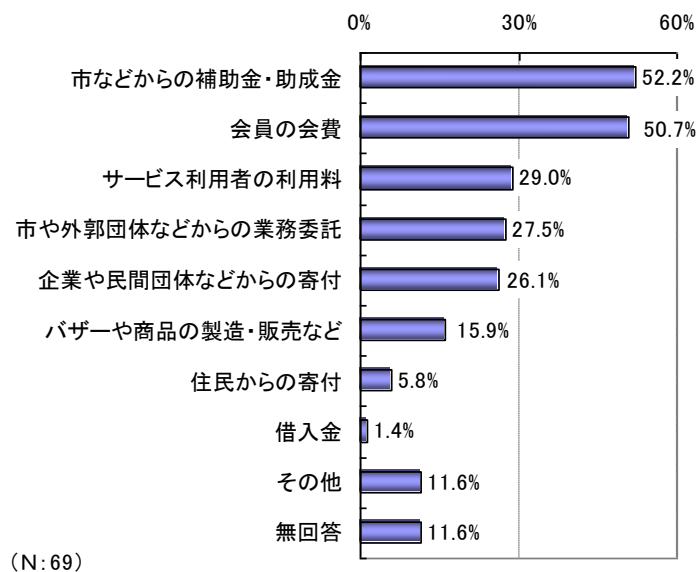
《現在の主な活動資金》

それぞれの団体の現在の主な活動資金を見ると、「会員の会費」が71.0%で、重要な活動資金源となっています。次いで「市などの補助金・助成金」が37.7%となっています。



《団体の活動資金を得るのに将来的によいと思う方法》

それぞれの団体に活動資金を得るのに将来的によいと思う方法を尋ねたところ、「会員の会費」、「借入金」の割合が現状の活動資金の割合と比較して低くなった以外は、すべて高い割合となっています。特に「市や外郭団体などからの業務委託」、「市などの補助金・助成金」、「企業や民間団体などからの寄付」が現状と比較して割合が高くなっています。



ワークショップ開催状況

- ◎ 人と人との支え合いによる地域福祉社会を築いていくためにどのようにすれば良いかみんなと考え、地域福祉計画へ反映させるためワークショップを開催しました。
平成16年11月11日から12月16日までの間に、市内5地区で各地区2回、計10回開催しました。参加者は、延べ293人となりました。
- ◎ 1日目は、地域あるいは盛岡の悪いところや良いところを意見を出し合いながらまとめました。
2日目は、1日目の課題の解決策や目指すべき姿をまとめ、各班の代表により発表を行いました。
- ◎ 各地区とも、「隣近所とのふれあい」「地域活動への参加」「雪かきの状況」について多くの意見が出されました。

ワークショップ開催の様子



盛岡市地域福祉計画ワークショップ開催結果

日程・場所	地区	班	キャッチフレーズ	サブタイトル	参加者数	
					1日	2日
11/11 11/18 加賀野老人福祉センター	河南	1	あいさつに笑顔で応えるまちづくり		7人	5人
		2	福祉ねずみ講を作ろう！	ひとりからひとりへの親切を	7人	6人
		3	あなたの力 地域の力を強くする		7人	6人
		4	生き活き町内で心豊な暮らしを		7人	7人
		小計			28人	24人
		合計			52人	
11/16 11/22 本宮老人福祉センター	盛南	1	ほほえみの里もとみや		7人	5人
		2	盛南開発の完成に伴う全員参加の地域づくり		5人	6人
		3	福祉の充実の本宮から	安全・安心・生きがいのある街づくり	6人	6人
		4	気どころかよう新しいまちづくりはあなたの参加と行動で		6人	7人
		5	水と緑の都盛岡	子供と高齢者にやさしい盛岡をもう一度考え直そう	7人	5人
		6	豊かな自然の香り皆が主人公の町づくり		5人	7人
		7			7人	4人
		8	挨拶ひとつで安心して暮らせる福祉の街盛岡は本宮から発信しよう！	～人にやさしい街・盛岡～ 《あいさつ声かけ運動から》	4人	7人
		小計			47人	47人
		合計			94人	
11/24 12/1 上田公民館	河北	1	あなたはひとりで生きられますか	福祉を生活のすみずみまで、元気にくらし助け合う町づくり	6人	6人
		2	人の心も山紫水明	ひと汗かこう民と官・まず自分からそしてみんなで	6人	6人
		3	住民参加の街づくり・助け合い支え合いが息づく協働の街へGO!	ひとりひとりが仲間だよ！～	6人	5人
		4	住民主体の町づくり		6人	6人
		小計			24人	23人
		合計			47人	
11/30 12/7 都南公民館	都南	1	えがおで親が手本結っこのまちづくり		4人	4人
		2	すみ良い我がまち都南	ふれあいのまちづくり	6人	5人
		3	地域福祉は地域づくり	わがまちは福祉の里へ限りなく	4人	3人
		4	思いやりの灯りがてらす地域の未来		6人	4人
		小計			20人	16人
		合計			36人	
12/9 12/16 青山老人福祉センター	厨川	1	目指せ!!わが町が一番	-住みよい町-あなたとわたしのつながりを大切にしたいまち	5人	6人
		2	みんなでつくるまちづくり	～光り輝く地域は子どもからお年寄りまでのあいさつからはじまる～	5人	4人
		3	小さな力が作る安全で住みよい町	～つながろう！となりから～	5人	4人
		4	ここがみんなのふるさとだ!!	支え合いはやさしい心から	4人	3人
		5	自由とぬくもりのふる里を	～子供のためのふる里づくり～	5人	5人
		6	人にやさしい街づくり		5人	4人
		7	ひとりひとり生きがいを持つ地域社会		5人	4人
		小計			34人	30人
		合計			64人	
総合計					293人	

盛岡市地域福祉計画策定懇談会設置要領

(設置)

第1 盛岡市地域福祉計画の策定に関し広く意見を得るため、盛岡市地域福祉計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2 懇談会は、委員 26 人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第3 懇談会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 懇談会は、市長が招集する。

(庶務)

第5 懇談会の庶務は、障害福祉課において処理する。

(補則)

第6 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

(実施期間)

第7 この要領は、平成 15 年 8 月 21 日から実施し、盛岡市地域福祉計画策定の完了の日にその効力を失う。

盛岡市地域福祉計画策定懇談会委員名簿

五十音順敬称略

氏 名	所 属 ・ 役 職
いけ ぐち もり たか 池 口 杜 孝	あすを築く盛岡市民運動実践協議会理事
いし だ ひろ こ 石 田 紘 子	盛岡市小学校長会副会長(平成16年度委員)
いし もり ひさし 石 杜 尚	盛岡市社会福祉協議会常務理事(平成16年度委員)
おか そ しん 岡 祖 泰	盛岡私立保育園園長会会長
お の とき お 小 野 時 雄	盛岡市身体障害者協議会副理事長
かね こ ひろ すみ 金 子 博 純	盛岡市医師会理事(平成16年度委員)
かね こ りょう じ 金 子 良 司	盛岡市歯科医師会常務理事
かま た こ 鎌 田 まき 子	盛岡市子供会育成会連絡協議会副会長
かわ むら まき み 川 村 雅 美	公募委員
く どう ひろ ゆき 工 藤 宏 行	盛岡市ボランティア連絡協議会会長
こ だ しま よし こ 小 田 島 佳 子	盛岡市知的障害者を守る会会長
さ さ き あつ こ 佐々木 敦 子	盛岡商工会議所女性会副会長
しま さき よし お 島 崎 吉 夫	盛岡市老人福祉施設連絡協議会会長
しま もり ち え こ 島 守 智恵子	盛岡市地域女性団体協議会事務局長
たか はし かつ ひこ 高 橋 勝 彦	日本地域福祉学会理事
たか まつ のり ゆき 高 松 則 行	盛岡市社会福祉施設連絡協議会会員
た なか ひさし 田 中 尚	岩手県立大学社会福祉学部福祉経営学科助教授
にし かわ たつ しげ 西 川 龍 成	盛岡地方振興局保健福祉環境部長(平成15年度委員)
にし さき た ひろ 西 崎 多 尋	岩手県障害者サービス事業者協議会会長(平成15年度委員)
はれ やま さだ み 晴 山 貞 美	盛岡市町内会連合会副会長
ふじ しま あき こ 藤 島 明 子	盛岡市中学校長会研究調査部長
ふじ むら まき お 藤 村 政 男	盛岡市社会福祉協議会常務理事(平成15年度委員)
ほそ だ しげ のり 細 田 重 憲	盛岡地方振興局保健福祉環境部長(平成16年度委員)
まい た ハツエ 米 田 ハツエ	盛岡市民生児童委員連絡協議会副会長
ます ざわ のぼる 鱒 沢 昇	盛岡市老人クラブ連合会副会長(平成16年度委員)
みち また こ 道 又 みよ子	公募委員
みや た つね あき 宮 田 恒 秋	盛岡市知的障害者を守る会会長(平成15年度委員)
むら い りょう きち 村 井 良 吉	盛岡市老人クラブ連合会副会長(平成15年度委員)
むら かみ きよ お 村 上 清 雄	盛岡市地区福祉推進会会長連絡会会長
むら まつ キ イ 子 村 松 キイ子	岩手県精神障害者家族会連合会事務局書記
やま だ あつ 山 田 敦	盛岡市小学校長会副会長(平成15年度委員)

◎会長 高橋勝彦委員 ○副会長 村上清雄委員

計画策定経過

会 議 名 等	時 期	内 容
第1回盛岡市地域福祉計画 策定委員会 (委員16名)	平成15年8月28日	・地域福祉計画の策定方針について
第1回盛岡市地域福祉計画 策定懇談会 (委員26名)	平成15年12月22日	・懇談会委員委嘱状交付 ・地域福祉計画の策定方針について ・地域福祉計画に関するアンケート調査について
地域福祉計画に関するアン ケート調査	平成16年2月	・市民(18歳以上) ・市民(12歳以上18歳未満) ・団体 の区分によりアンケート調査実施
第2回盛岡市地域福祉計画 策定委員会	平成16年11月5日	・アンケート結果の報告 ・地域福祉計画(案)第1章, 第2章の検討 ・今後のスケジュール
第2回盛岡市地域福祉計画 策定懇談会	平成16年11月8日	・アンケート結果の報告 ・地域福祉計画(案)第1章, 第2章の検討 ・今後のスケジュール
盛岡市地域福祉計画ワーク ショップ開催	平成16年11月11日 ～ 平成16年12月16日	・市内5地区各2回計10回開催 ・各会場5人から8人のグループにより (1日目)盛岡市の良いところ悪いところ (2日目)課題解決への方策検討, 発表 参加者 計293名
第3回盛岡市地域福祉計画 策定委員会	平成17年1月11日	・地域福祉計画ワークショップの開催結果について ・地域福祉計画(案)最終章までの検討
第3回盛岡市地域福祉計画 策定懇談会	平成17年1月14日	・地域福祉計画ワークショップの開催結果について ・地域福祉計画(案)最終章までの検討
パブリックコメントの実施	平成17年1月12日 ～ 平成17年1月31日	・地域福祉計画(案)に対するパブリックコメント実施
第4回盛岡市地域福祉計画 策定委員会	平成17年2月7日	・パブリックコメントの結果について ・地域福祉計画(案)の修正検討
第4回盛岡市地域福祉計画 策定懇談会	平成17年2月9日	・パブリックコメントの結果について ・地域福祉計画(案)の修正検討

関係法令

地 方 自 治 法 (抄)

(昭和23年法律第67号)

第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

社 会 福 祉 法 (抄)

(昭和26年法律第45号)

(目的)

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

（注）第107条及び第108条は、平成15年4月1日から施行

用語解説

障害者福祉計画
(しょうがいしゃふくしけいかく)

障害者のための施策の基本的な計画で、障害者基本法に基づく計画。

老人保健福祉計画
(ろうじんほけんふくしけいかく)

介護保険事業計画の内容を包含するものとして作成し、高齢者の政策全般にわたる計画。介護保険事業計画との調和が保たれたものであることが求められるので、両計画を一体的に策定する場合もある。

介護保険事業計画
(かいごほけんじぎょうけいかく)

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。

次世代育成支援対策推進
行動計画
(じせだいいくせいしえんたいさく
すいしんこうどうけいかく)

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とする行動計画。

健康21プラン
(けんこう)

市民一人ひとりが自らの生活習慣を改善し、健康づくりに積極的に取り組み、健康寿命を延伸することを目指した21世紀の健康づくり計画。

ワークショップ

論議など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

ノーマライゼーション

障害者を一般社会から隔離及び排除することなく、社会全体が障害者自身の人格を尊重して、障害者が一般社会に普通に参加する機会を拡大して、障害の有無に関係なく平等に生きようとする運動。

福祉サービス
(ふくし)

第一種・第二種社会福祉事業のことで、子ども・障害者・高齢者などを対象としており、大きく施設福祉サービス（特別養護老人ホーム、身体・知的・精神障害者更生施設、児童養護施設など）と在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）二つに分けられる。

ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を推進する中核的機関（ボランティアセンター等）、団体（住民参加団体、社会教育施設、企業社会貢献推進室、学校等）、社会福祉施設において、ボランティア活動推進のための企画、情報収集・提供、相談・支援、研修、調査研究、連絡調整、活動プログラム開発などを総合的に行う専門職。ボランティア活動を「したい人」と「してほしい人」とを結ぶパイプ役であり調整役。

排雪システム
(はいせつ)

冬期間の歩行空間を確保するために、除雪後の道路端の雪を効率的に排雪する方策。

在宅介護支援センター
(ざいたくかいごしえん)

社会福祉士や看護師など専門職員が在宅介護サービスに関する各種の相談に応じ、在宅介護指導を行ったり必要な保健・福祉サービスの情報提供を行う。

介護支援専門員
(かいごしえんせんもんいん)

ケアマネジャーともいう。要介護者または要支援者からの相談に応じ、その心身の状況や本人・家族の希望などを踏まえたうえで、適切な介護サービスが利用できるよう、市町村及び在宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整を行う者で、都道府県知事の証明書の交付を受けた者。

ケアマネジャー

「介護支援専門員」

ケアマネジメント

要援護者やその家族が社会生活を送るうえで困っている生活上での問題と、地域に散在している様々な社会資源(サービス提供者)とを結びつける方法、機能。

第三者評価
(だいさんしゃひょうか)

事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

成年後見制度
(せいねんこうけんせいど)

認知症（痴呆）や知的障害などのために判断能力が不十分な人（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）について、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約等を行う代理人等、本人を補助する者を専任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、本人を保護するための制度で、これまでの禁治産・準禁治産を全面的に改正したもの。（平成 11 年 12 月法改正、平成 12 年 4 月施行）

地域福祉権利擁護事業
(ちいきふくしけんりようごじぎょう)

認知症（痴呆）、知的障害、精神障害等によって判断力の低下した人が、自立した地域生活を送ることができるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

盛岡市地域福祉計画
ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり

平成 17 年 3 月

発 行	盛岡市保健福祉部障害福祉課
T E L	019-651-4111(内線 2512)
ホームページ	http://www.city.morioka.iwate.jp/